



宇美町
みどりの基本計画

令和8年3月
宇美町

みんなで守る・育む・活かす みどりでつながるまち 宇美

私たちが住む宇美町は、四王寺山や三郡山系の山並みに抱かれ、宇美川をはじめとする清流が流れる、豊かな自然と歴史が息づく町です。四季折々の風景や身近にあるみどりは、私たちの心に安らぎと潤いをもたらしてくれる、かけがえのない財産です。

近年では、社会情勢の変化や都市化の進展に伴い、気候変動への対応や防災機能の強化、良好な都市景観の確保など、みどりの持つ機能への期待はますます高まっています。

こうした背景から、本町のみどりを守り、育てていくための指針として「宇美町みどりの基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「みんなで守る・育む・活かす みどりでつながるまち 宇美」を将来像に掲げています。宇美町のみどりがさらに輝き、皆様の笑顔があふれ、「このまちが、いい。」と選ばれる町となるよう、取り組んでまいります。

この将来像を実現するためには、行政だけでなく、町民、事業者の皆様と力を合わせ、共に創り上げていく「共働」の取組が必要です。この豊かな自然を未来へつないでいくために、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、宇美町みどりの基本計画策定委員会の皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

宇美町長 安川茂伸



目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画の背景と目的	1
1-2	計画の位置付けと目標年度	1
1-3	みどりの基本計画に関する社会動向	2
1-4	みどりの定義	4
1-5	みどりの持つ機能	5
第2章	みどりに関する現況	7
2-1	町の現況	7
2-2	みどりの現況	12
2-3	上位・関連計画	38
第3章	みどりのまちづくりの課題	43
3-1	現況からみた課題の整理	43
3-2	みどりのまちづくりの課題	45
第4章	みどりの将来像および基本方針	46
4-1	みどりの将来像	46
4-2	基本方針	47
第5章	系統別みどりの配置方針	49
5-1	自然環境	50
5-2	防災	52
5-3	歴史・景観・観光	54
5-4	スポーツ・レクリエーション	56
第6章	施策の展開	58
6-1	みどりを守る施策	58
6-2	みどりを育む施策	60
6-3	みどりを活かす施策	63
6-4	指標・目標値の設定	66
第7章	実現化に向けて	68
7-1	推進体制	68
7-2	計画の進行管理	69
参考資料	70
参-1	宇美町みどりの基本計画 策定の経緯	70
参-2	用語説明	72

第1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

宇美町(以下、「本町」という。)は、三郡山系の山なみや樹齢2千年以上と伝わる宇美八幡宮の大クスなどの豊かな自然を有しています。また、地球温暖化や生物多様性の保全に向けて喫緊の取組が求められているほか、近年の生活様式や価値観の多様化のもと、安らぎや健康増進、景観形成、都市の防災性向上など、みどりのもつ多様な機能への注目が高まっています。

このようなことから、「宇美町みどりの基本計画」(以下、「本計画」という。)では、宇美町らしいみどりのまちづくりを推進することを目的とします。

1-2 計画の位置付けと目標年度

本計画は、国の「緑の基本方針(都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針/国土交通省(R6.12.20))」に基づくとともに、「第7次宇美町総合計画」等の上位計画や「宇美町都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、概ね20年を計画期間とし、目標年度を令和27年度とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進捗等を踏まえ、適宜、適切な見直しを行うこととします。

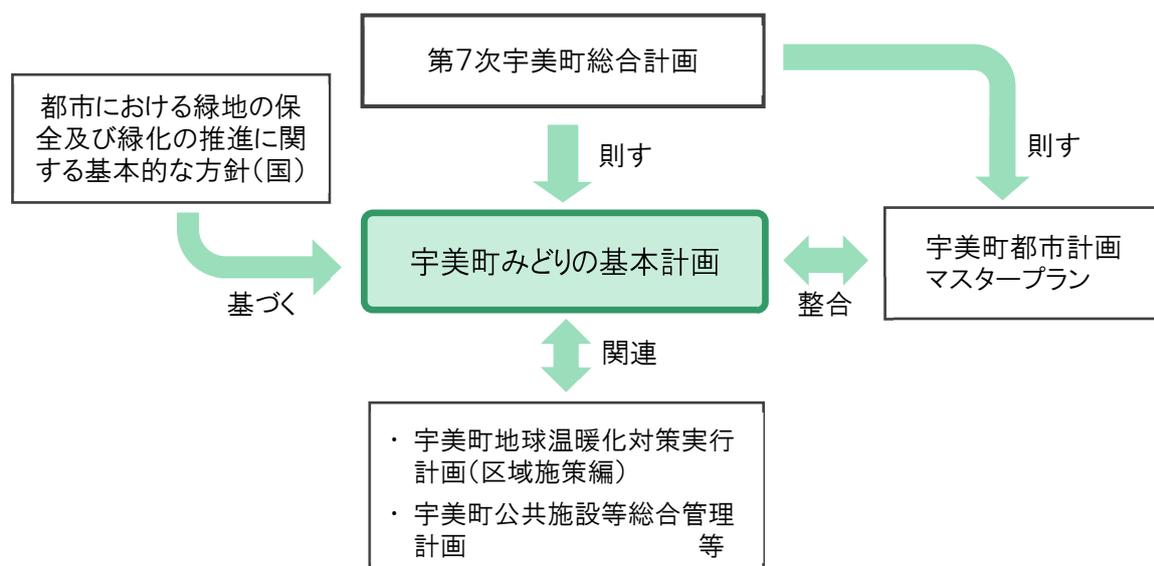


図 計画の位置付け

1-3 みどりの基本計画に関する社会動向

みどりのまちづくりの方向性を考える上で、近年の社会潮流の変化を捉える必要があります。ここでは、みどりの基本計画に関する社会動向を整理します。

(1) みどりの基本計画に関する近年の法律等の改正

人口減少や少子高齢化、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、社会資本の老朽化、人々の価値観の多様化など、社会状況の変化への対応が求められています。

このような背景のもと、潤いある豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、量的・質的の両面から緑地の保全・創出を総合的に図るため、都市緑地法をはじめとする都市のみどりに関する一連の改正が行われています。以下に近年の主な改正事項を整理します。

<みどりに関する法令等における近年の改正事項>

■都市緑地法関係

- 「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化
- みどりの基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針に関する事項を追加
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新の強化
- 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設 等

■都市公園法関係

- 公園施設の設置管理にかかる公募選定制度の創設(Park-PFI 制度)
- 都市公園で保育所等が設置可能に
- 公園内の PFI 事業に係る設置管理期間の延伸 等

■都市計画法関係

- 田園住居地域制度の創設 等

(2) グリーンインフラ

近年、激甚・頻発化している災害は、地球温暖化の影響があるとされており、温暖化抑制に資する脱炭素社会に向けた取組は極めて重要です。また、社会環境の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観は多様化しているとともに、心身の健康や生活の豊かさの重要性が再認識されています。

このような社会課題の解決に、自然環境が有する多様な機能(気温上昇の抑制、生物の生息の場の提供、良好な景観・魅力ある都市形成など)を活用する「グリーンインフラ」の概念が重要です。

グリーンインフラの概念は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす「SDGsの目標達成」にも貢献する考え方となっています。

参考)グリーンインフラとは (出典:国土交通省 HP)

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進める考え方・取組のこと。

(3) 生物多様性保全

生物多様性とは、すべての生物との間に違いがあり、互いにつながりをもっていることです。生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっており、日本を含む世界各国で様々な取組が進められています。

国内の絶滅危惧種をまとめた「レッドリスト 2020」(令和 2 年)においては、日本の野生動植物のうち約 4 分の 1 が絶滅危惧種となっており、地球上の種の絶滅スピードは加速しています。人間を含めた生物は、互いに影響しあって複雑なバランスの中で、恩恵を受けながら生きているため、生物多様性保全への取組を一層進めていく必要があります。

(4) カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。令和 2 年 10 月、日本政府は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

本町においても、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを自治体として目指す「ゼロカーボンシティうみ」を令和 4 年 6 月に宣言しています。

次世代へより良い環境を残すため、町全体で脱炭素社会の実現に向けて取り組めます。

1-4 みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、町内における以下のものとします。

- ・公園・緑地、オープンスペース
- ・山、森林、樹林地、農地
- ・道路、住宅地等の民有地、公共施設等の花や植栽地
- ・河川・水面等とそれら一体の花や植栽地

なお、上記のように都市の「みどり」を幅広く対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では、「みどり」と平仮名で表現します。



図 本計画で対象とするみどりのイメージ

1-5 みどりの持つ機能

都市のみどりには、「環境保全」、「防災」、「景観形成」、「レクリエーション」といった様々な機能があります。これらの機能により、環境負荷の軽減のみならず、生活にゆとりや潤いをもたらし、人々が心身ともに健やかで充実した状態で過ごせるよう寄与するとともに、都市に新たな価値を創造する可能性を持っています。

■環境保全機能

- みどりは、様々な生物の生息場所として生態系を構成し、生物多様性の保全に寄与します。
- 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和等の機能を有します。



生物の生息環境

緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善※

■防災機能

- 都市公園や緑地は、火災の延焼防止空間や避難場所、災害時の救援等活動拠点として、都市の安全性・防災性を高めます。
- 山地の樹木が根を張ることにより、土砂の崩壊防止につながります。
- 森林や農地は雨水を貯留することで河川に流出する水量を減少させることができます。



流出量の調整、土砂の流出防止



災害時の避難場所※

■景観形成機能

- みどりは、地域の気候、風土に応じ、四季の変化を実感できる景観をつくり、地域の人々に懐かしさや安らぎをもたらす等、ふるさとの原風景となります。
- 街路樹や建物周辺の緑化等は、都市の景観に潤いをもたらします。



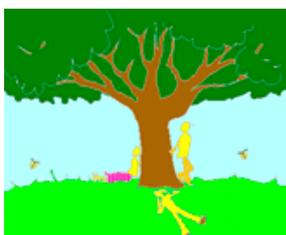
美しい景観の形成



地域コミュニティの活動

■レクリエーション機能

- 公園やスポーツ施設、散策路等は、町民の身近な憩い・健康増進・交流の場となり、様々なレクリエーションの機会を提供しています。
- みどりのある空間やみどりとふれあいにより、心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにします。



憩い・やすらぎの場の提供※



スポーツ・レクリエーションの場

※資料：都市公園のストック効果向上に向けた手引き



井野山からみた市街地と山なみ



河原谷の大つらら

第2章 みどりに関する現況

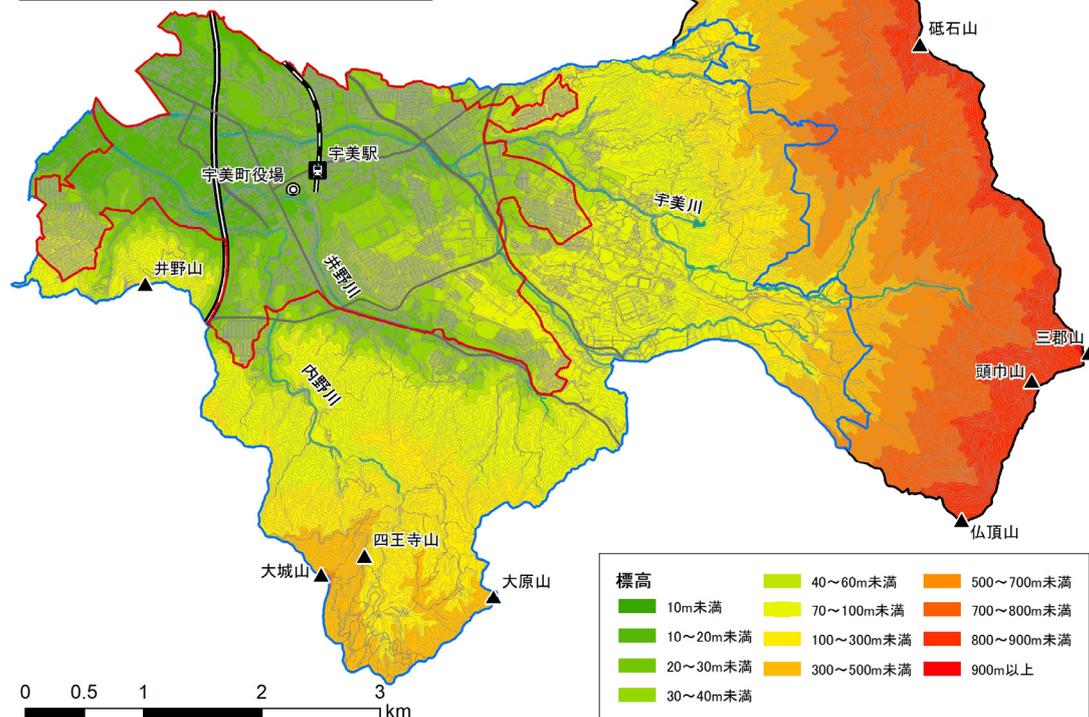
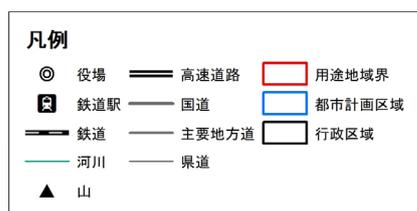
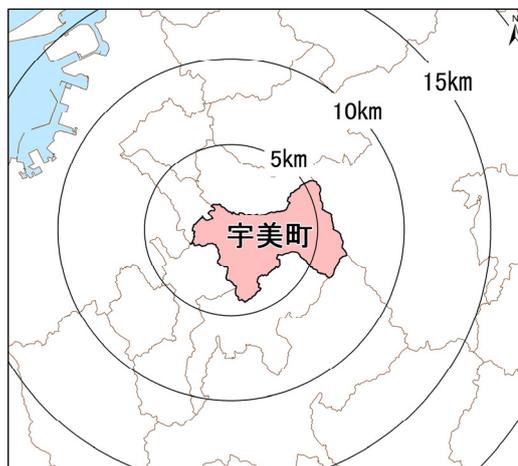
2-1 町の現況

(1) 概要・位置

本町は糟屋郡の最南端に位置し、北は須恵町、西は志免町、福岡市、大野城市、南は太宰府市、筑紫野市、東は飯塚市に隣接しています。

福岡市へのアクセスも良好で、福岡都市圏のベッドタウンとして発展してきました。かつては石炭産業で栄えた歴史を持ち、現在も宇美八幡宮などの文化財が町の歴史を物語っています。

町内には東部から南部にかけて、ツクシヤクナゲが自生する三郡山系の山地が連なり、ホタルやカブトムシなどが生息する豊かな自然環境が広がっています。町の中央部を貫く宇美川には、井野川が合流し、志免町および福岡市を経て博多湾へと注いでいます。



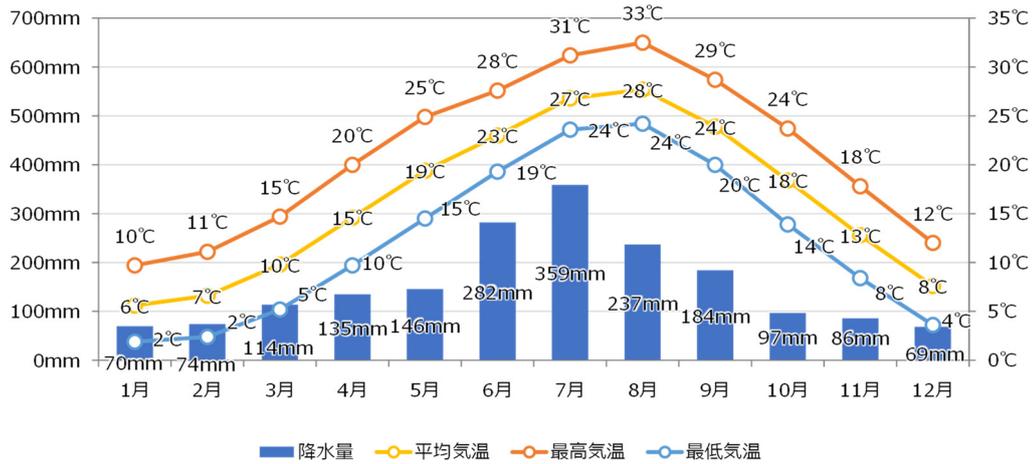
資料：基盤地図情報

図 地形・標高図

(2) 気候

本町は福岡県の内陸部に位置し、温暖湿潤気候に属しています。四季がはっきりしており、夏は高温多湿で、冬は寒冷で乾燥気味です。

本町の近隣である太宰府観測所のデータ(気象庁、平成3年～令和2年平均)を参考にすると、年間平均気温は約16℃、年間降水量は約1,900mmです。降水量は、梅雨期(6～7月頃)と台風シーズン(8～9月頃)に多くなります。



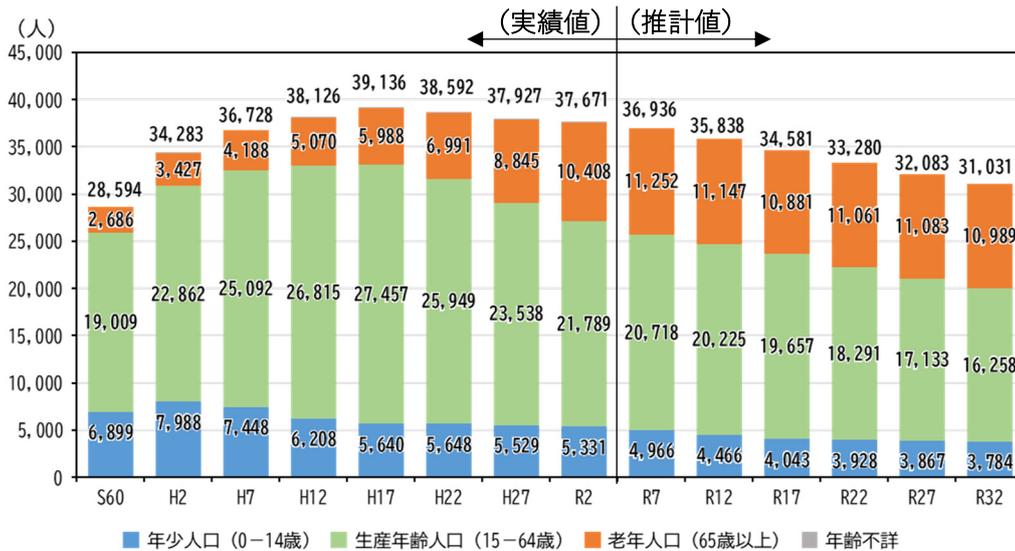
資料：気象庁 HP (太宰府) H3～R2 の平均値

図 気象状況

(3) 人口

本町の人口は令和2年で37,671人となっており、平成17年をピークに減少傾向にあります。将来推計によると、人口は減少を続け、令和32年には約31,000人へ減少する見込みです。

令和2年の年齢階層3区分別人口は年少人口(0～14歳)14.2%、生産年齢人口(15～64歳)57.8%、老年人口(65歳以上)27.6%で、高齢化が進行しています。今後も、高齢化の傾向がつつく見込みとなっています。

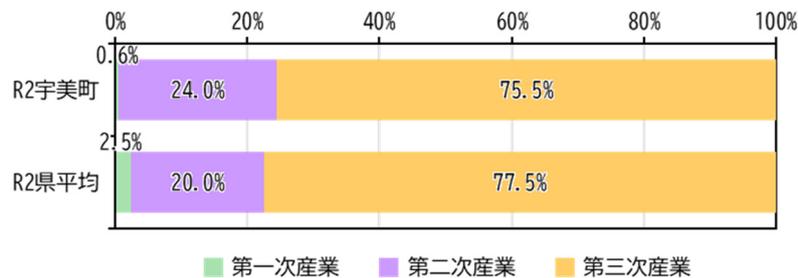


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（R5推計）

図 人口の推移

(4) 産業

令和2年の産業分類別就業者人口は、第1次産業0.6%、第2次産業24.0%、第3次産業75.5%となっています。県平均と比較すると、第2次産業の割合がやや高くなっています。



資料：国勢調査

図 産業分類別就業者人口の構成比推移

(5) 土地利用

土地利用をみると、町東部の国有林を除く範囲で都市計画区域が指定されています。

都市計画区域内では、山林や農地などの自然的土地利用が約6割、住宅用地や道路用地などの都市的土地利用が約4割です。用途地域内では都市的土地利用が約8割を占める市街地を形成しています。

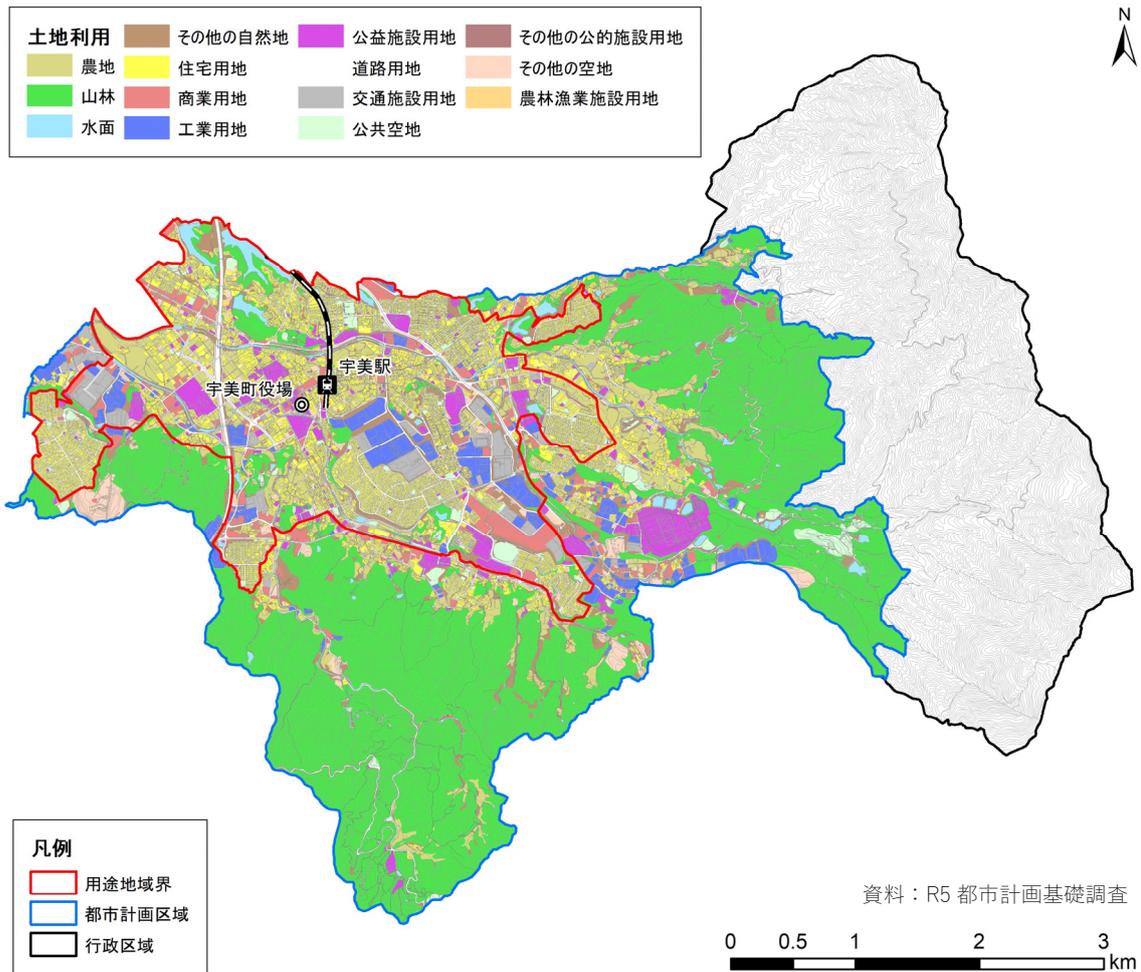


図 土地利用現況図

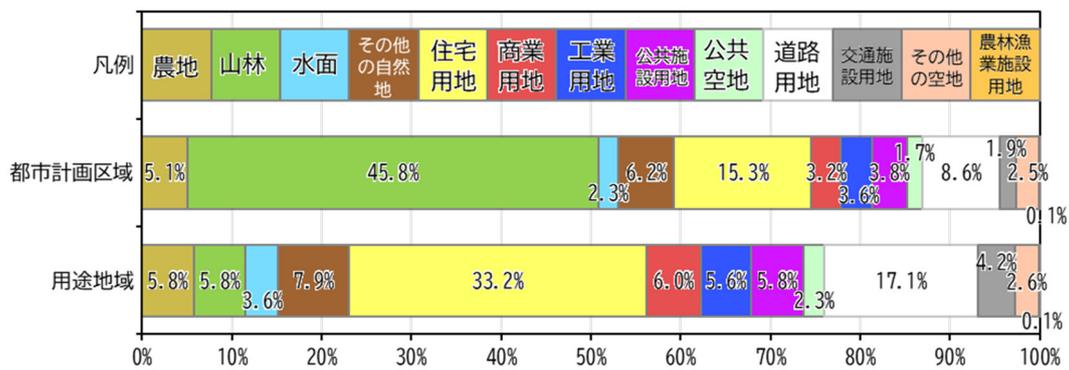
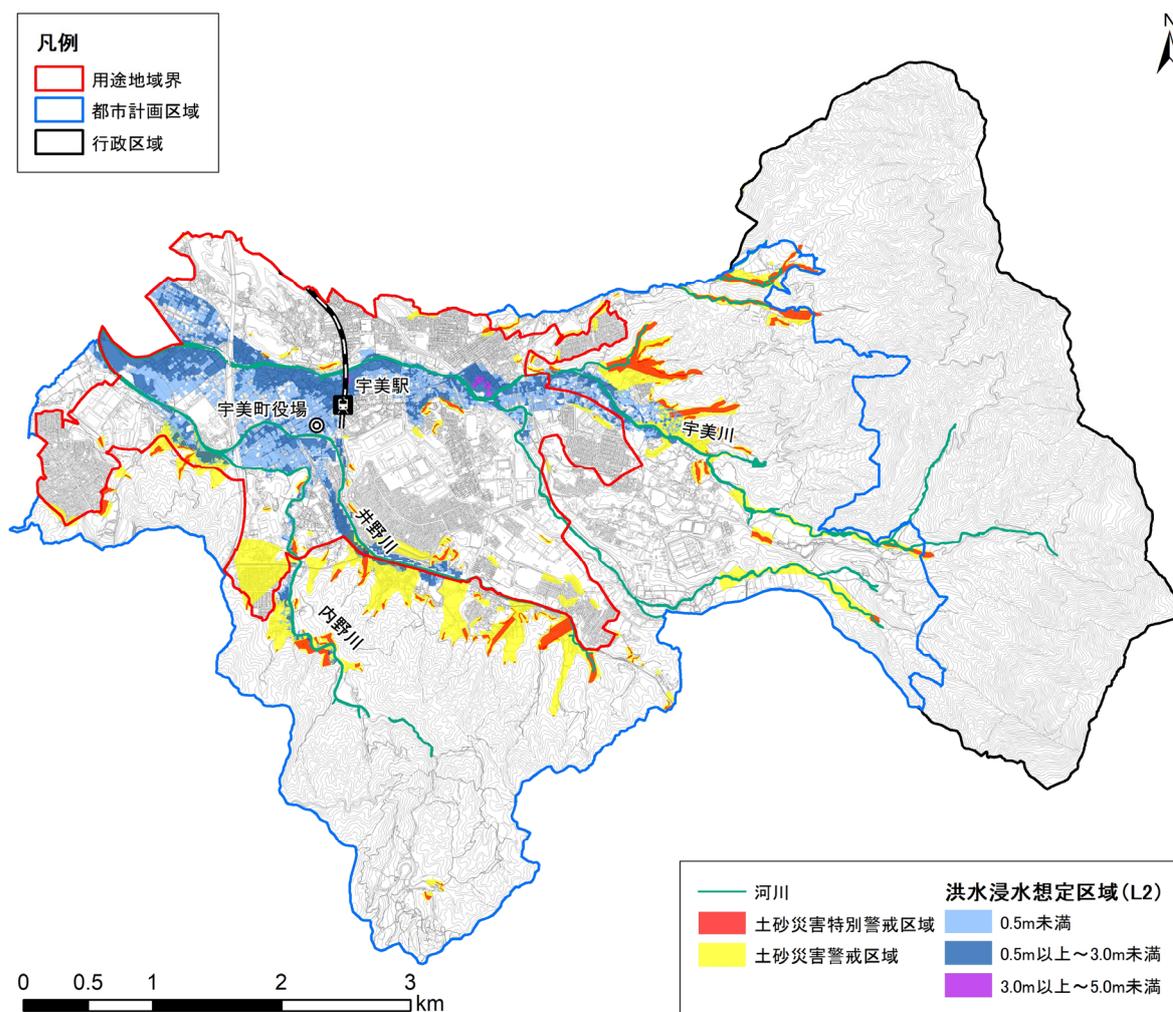


図 土地利用現況面積割合（都市計画区域）

(6) 災害危険区域等

本町の中央部を東から西に向かって流れる宇美川の周辺に、洪水浸水想定区域が指定されています。また、主に用途地域の境界付近の山間部においては、土砂災害警戒区域等が指定されています。



資料：福岡県オープンデータ

図 災害ハザードマップ

2-2 みどりの現況

(1) みどりの概況

1) 緑被率

みどりの量をみる指標として、緑被率(樹木や植栽等のみどりで覆われている割合)を示します。

本町の緑被率は、用途地域内で25.4%、用途地域外で80.5%です。市街地周辺にみどりが多い一方、市街地内の特に住宅密集地において、みどりが少ない状況です。

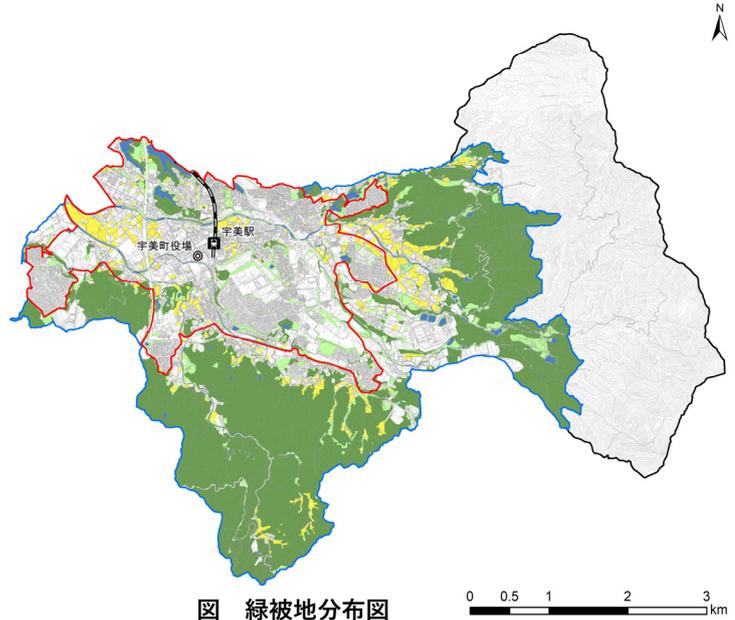


図 緑被地分布図

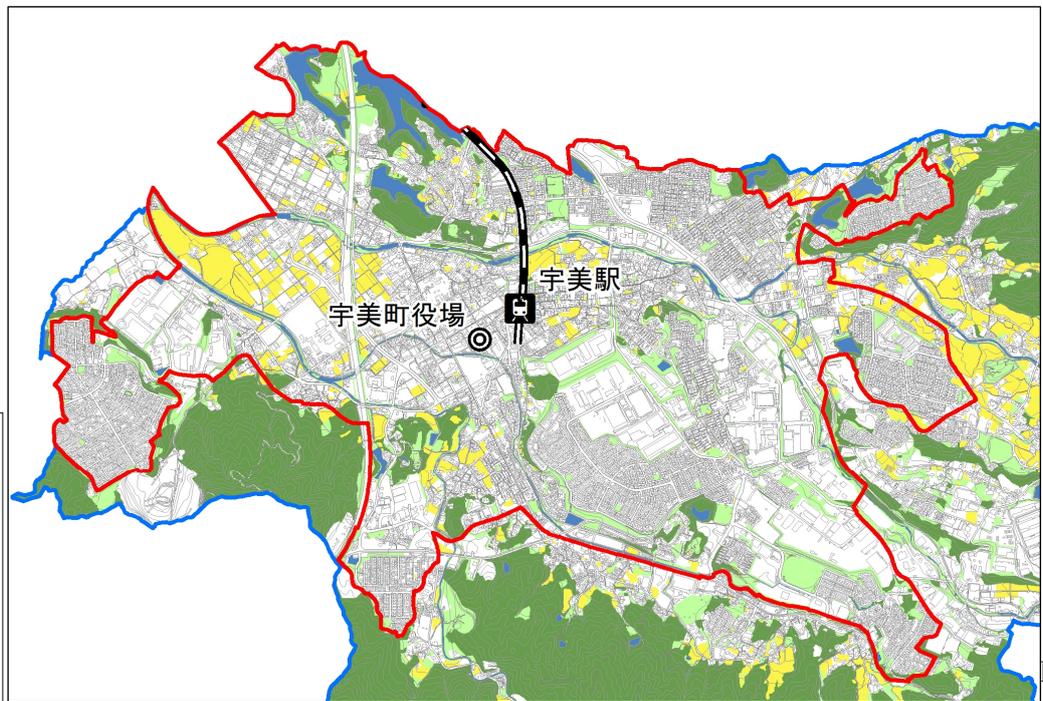


図 緑被地分布図(拡大図)

表 緑被率

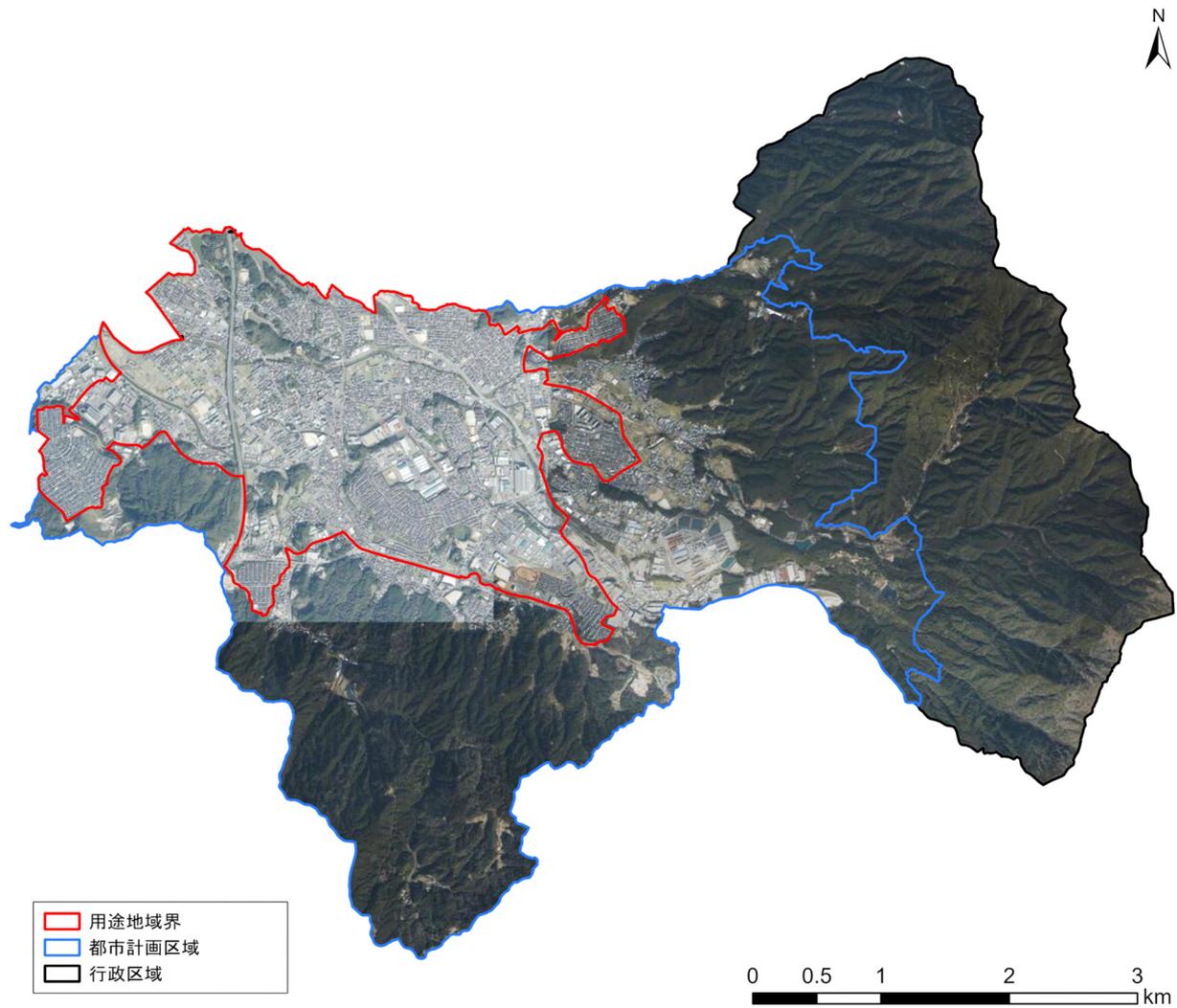
	面積 (ha)	緑被地面積(ha)				緑被率	
		樹林地	農地	公園・草地	水面		
用途地域	764.2	44.2	44.1	77.8	27.8	193.8	25.4%
用途地域外	1,394.8	943.5	65.3	92.8	21.6	1,123.3	80.5%
都市計画区域	2,159.0	987.8	109.4	170.5	49.4	1,317.1	61.0%

資料：R5 都市計画基礎調査

2) 航空写真

本町は、昭和40年代頃から宅地開発が進み、大規模な住宅および商工業を含めた多機能な市街地が町の中央部から西部に広がっています。

一方、町の東部や南部には、現在も豊かな自然環境を有する山林が残されています。



[資料：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成]

図 航空写真 (令和2年頃)

(2) 公園の概況

本町における都市公園は、52 箇所、面積 110.6ha です。一人当たりの都市公園面積は 30.0 m² であり、周辺の町に比べ大きくなっています。

身近な公園である街区公園、近隣公園、地区公園は概ね用途地域内に点在し、町役場の西側では少なく、用途地域東側ではやや多くなっています。

地区公園のゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)には、トラックやサッカーコート、多目的広場等があり、町民の健康づくりやスポーツの場となっています。また、風致公園の一本松公園は、森林浴やキャンプ等のアウトドアや、三郡山等の登山の起点となっており、四季折々の自然を楽しめる場所として、町民や観光客に親しまれています。

都市公園以外の広場等は、45 箇所、面積 2.1ha です。これらの広場は、都市公園に比べて小規模なものが多く、主に用途地域境界の周辺部に点在しています。

表 都市公園

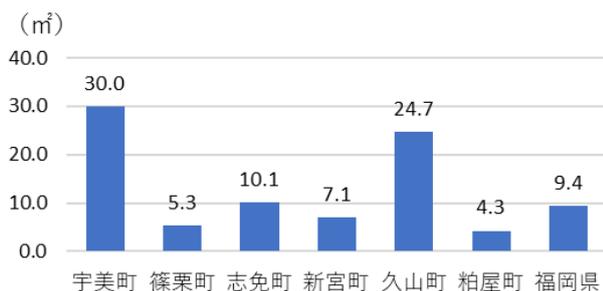
種別	概要		町内の主な公園
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準として配置する。(参考:誘致距離の標準 250m [※])	 桜原公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 2ha を標準として配置する。(参考:誘致距離の標準 500m [※])	 宇美公園
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積 4ha を標準として配置する。(参考:誘致距離の標準 1km [※])	 ゆりが丘中央公園
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	 一本松公園
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。		 原田緑道公園

※誘致距離の標準:従来、都市公園法施行令に規定されていたもの
(平成 15 年 3 月 28 日より廃止)

[資料:国土交通省ホームページ抜粋加工]

表 都市公園の箇所数・面積

	箇所数	面積(ha)
街区公園	39	8.89
近隣公園	7	13.36
地区公園	1	4.71
風致公園	1	82.00
緑道公園	4	1.69
合計	52	110.6



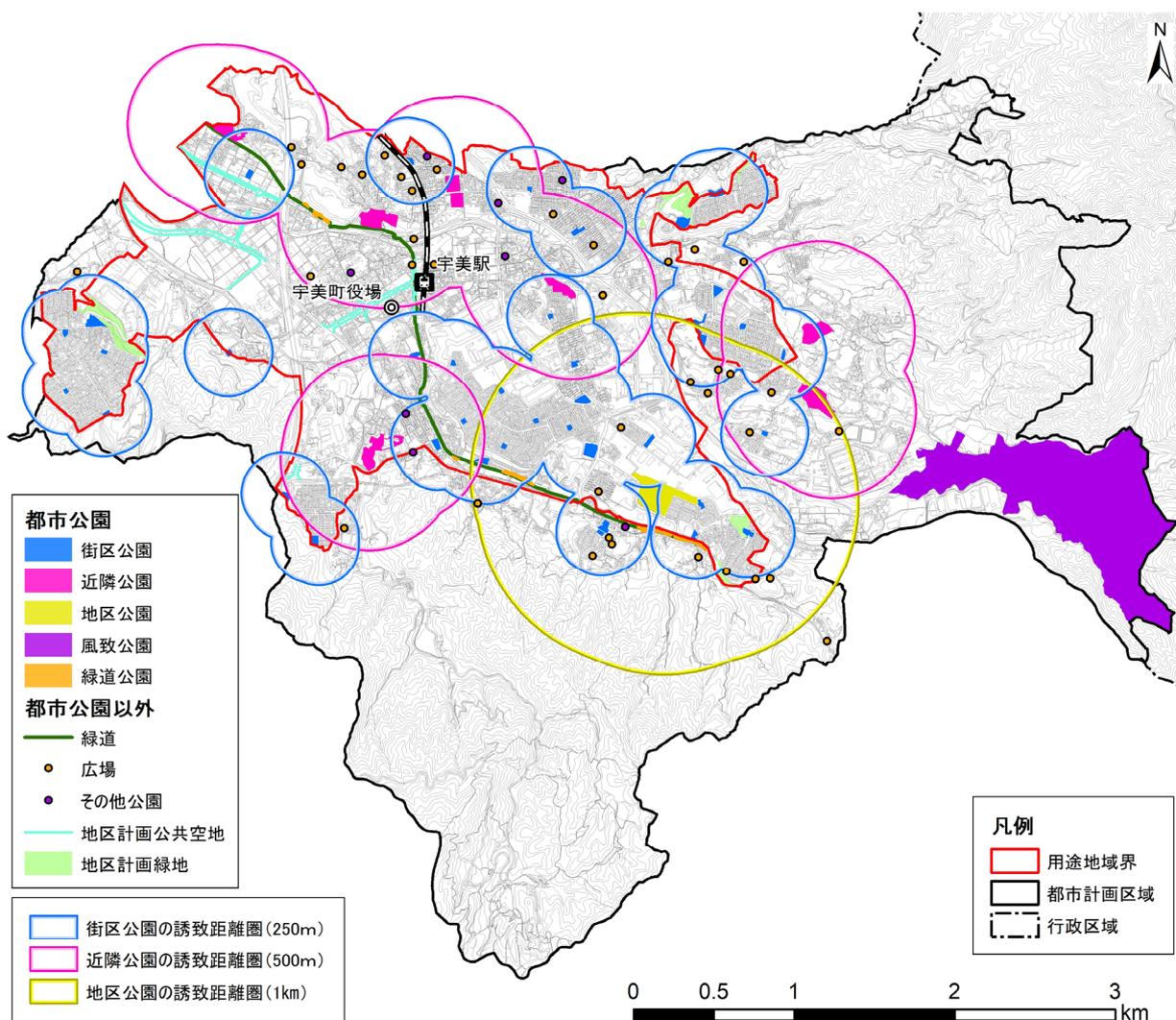
※糟屋郡の町(須恵町除く)及び福岡県の一人当たり公園等面積(令和6年3月末時点)

[資料:国土交通省_都市公園データベースより作成]

図 一人当たりの都市公園面積

表 都市公園以外の箇所数・面積

	箇所数	面積(ha)
広場	37	1.2
その他公園	8	0.9
合計	45	2.1



[資料:広場台帳、庁内資料]

図 公園等の分布図

表 都市公園一覧

種別	公園名	供用開始時期	面積 (㎡)
街区公園 (39箇所)	飛岳中央公園	昭和61年3月31日	1,246.00
	飛岳東公園	昭和61年3月31日	1,289.00
	飛岳西公園	昭和61年3月31日	7,166.62
	飛岳北公園	昭和61年3月31日	3,339.00
	桜原公園	昭和61年3月31日	870.00
	鎌倉公園	昭和61年3月31日	1,002.00
	浦田公園	昭和61年3月31日	1,033.00
	原田中央公園	昭和61年3月31日	1,011.00
	井野公園	昭和61年3月31日	1,279.00
	ひばりが丘西公園	昭和61年3月31日	773.00
	ひばりが丘中央公園	平成2年3月20日	1,358.00
	ひばりが丘南公園	平成2年3月20日	1,126.00
	四王寺坂第1公園	平成2年3月20日	9,233.00
	四王寺坂第2公園	平成2年3月20日	1,032.00
	四王寺坂第3公園	平成2年3月20日	1,001.00
	四王寺坂第4公園	平成2年3月20日	1,000.00
	四王寺坂第5公園	平成2年3月20日	1,504.35
	四王寺坂第6公園	平成2年3月20日	1,004.93
	四王寺坂第7公園	平成2年3月20日	1,007.66
	明治町第1公園	平成2年3月20日	2,532.97
	柳原公園	平成2年3月20日	2,325.98
	新町公園	平成4年10月13日	1,920.11
	山ノ内公園	平成5年3月30日	1,187.88
	新成公園	平成5年10月1日	4,050.66
	鎌倉谷公園	平成5年12月20日	1,497.02
	神武原第1公園	平成5年11月1日	4,573.00
	神武原第2公園	平成5年11月1日	4,122.42
	ひばりが丘東公園	平成5年11月1日	924.00
	深町公園	平成6年9月12日	2,038.00
	ひばりが丘北公園	平成9年3月31日	5,578.00
	飛岳緑地公園	平成9年3月31日	1,851.00
	ちびっこ運動広場	平成9年3月31日	3,075.00
	原田公園	平成9年3月31日	3,771.00
	ゆりが丘北公園	平成10年3月31日	2,381.86
	ゆりが丘南公園	平成10年3月31日	1,330.39
	ゆりが丘東公園	平成10年3月31日	2,254.02
	ひまわり台西公園	平成14年2月28日	1,450.26
	ひまわり台南公園	平成14年2月28日	2,308.03
	菖蒲公園	平成14年2月28日	2,443.17
小計			88,890.33
近隣公園 (7箇所)	宇美公園	昭和62年3月31日	20,432.00
	塔ノ尾公園	昭和63年3月31日	17,919.00
	早見公園	平成2年3月20日	13,125.00
	林崎公園	平成8年3月1日	21,220.00
	原の前スポーツ公園	平成13年3月30日	24,538.62
	光正寺古墳公園	平成13年3月30日	13,158.42
	貴船公園	平成9年3月31日	23,237.98
小計			133,631.02
地区公園 (1箇所)	ゆりが丘中央公園	平成10年3月31日	47,057.69
	小計		
風致公園 (1箇所)	一本松公園	平成5年3月30日	820,000.00
	小計		
緑道公園 (4箇所)	原田緑道公園	平成10年3月31日	8,852.15
	四王寺坂緑道公園	平成11年3月31日	3,608.78
	貴船緑道公園	平成13年3月30日	1,416.40
	下宇美緑道公園	平成13年3月30日	2,984.10
小計			16,861.43
合計 (52箇所)			1,106,440.47

[資料：都市公園台帳]

表 都市公園以外の公園一覧

種別	番号	公園名	面積 (㎡)
広場 (37箇所)	1	広場 1	157.04
	2	広場 2	91.00
	3	広場 3	300.00
	4	広場 4	244.00
	5	広場 6	338.79
	6	広場 7	90.12
	7	広場 8	297.00
	8	広場 9	358.24
	9	広場 1 0	111.00
	10	広場 1 1	155.00
	11	広場 1 2	245.00
	12	広場 1 3	212.00
	13	広場 1 4	105.00
	14	広場 1 5	72.00
	15	広場 1 6	477.55
	16	広場 1 7	219.00
	17	広場 1 8	822.39
	18	広場 1 9	141.00
	19	広場 2 0	416.92
	20	広場 2 1	342.00
	21	広場 2 2	190.31
	22	広場 2 3	207.42
	23	広場 2 4	885.00
	24	広場 2 5	346.00
	25	広場 2 6	300.00
	26	広場 2 7	599.00
	27	広場 2 8	311.00
	28	広場 2 9	1,049.00
	29	広場 3 0	257.00
	30	広場 3 1	207.00
	31	広場 3 2	263.00
	32	広場 3 4	163.00
	33	広場 3 5	238.00
	34	広場 3 6	228.00
	35	広場 3 7	105.00
	36	広場 3 8	1,800.00
	37	広場 3 9	136.85
	小計		12,480.63
その他公園 (8箇所)	38	旧浦田児童遊園	576.00
	39	旧本町児童遊園	1,500.00
	40	旧林崎児童遊園	613.00
	41	旧桜原児童遊園	530.00
	42	旧早見児童遊園	1,040.00
	43	旧炭焼児童遊園	1,113.00
	44	旧花ノ木児童遊園	1,500.00
	45	旧勝田児童遊園	1,700.00
	小計		8,572.00
合計 (45箇所)			21,052.63

(3) 一本松公園

一本松公園は三郡山の麓にあり、ハイキングや登山コースの起点となっているほか、公園内ではキャンプやバーベキュー、川遊び等ができ、年間を通して町内外から多くの人を訪れる町の主要な観光スポットとなっています。

豊かな自然環境をもち、福岡都市圏からのアクセスがよい一方、日差しや悪天候に対応可能な屋内施設の不足や、飲食店等が無いことから、利用者の滞在時間が短いことが課題です。その上、公園施設の老朽化や維持管理費用の増加、利用者マナーの悪化等も課題となっており、今後、検討が必要です。



テントサイト



水遊び場



スケートボード場



トイレ



遊具広場



バンガロー

(4) 緑道

かつて福岡市から宇美町を結んでいた旧国鉄勝田線は昭和60年に全線廃止となり、本町では、その跡地を緑道や公園として整備しています。緑道は、宇美公園や光正寺古墳、ゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)等の観光・歴史資源を結んでおり、桜をはじめとした並木や日本庭園、彩り豊かな花壇等が配置され、町民が日常的にウォーキングや散歩等を楽しめる健康づくりの場となっています。

一方で、緑道に設置されたベンチや舗装の老朽化、案内表示の不足等の課題があり、さらなる利用促進に向けた取り組みが求められています。



原田緑道公園



緑道の老朽化したベンチ

(5) 法規制

法令等により、みどりに関連する土地利用の保全、開発の規制等が担保された地域として、自然公園特別地域、保安林等が指定されています。町の東側および南側は、太宰府県立自然公園の一部となっています。

表 法規制による緑地等の面積

	自然公園地域		森林地域	行政区域
	特別地域	普通地域	保安林	
面積 (ha)	403.8	1,146.8	1,335.3	3,021
割合	13.4%	38.0%	44.2%	100%

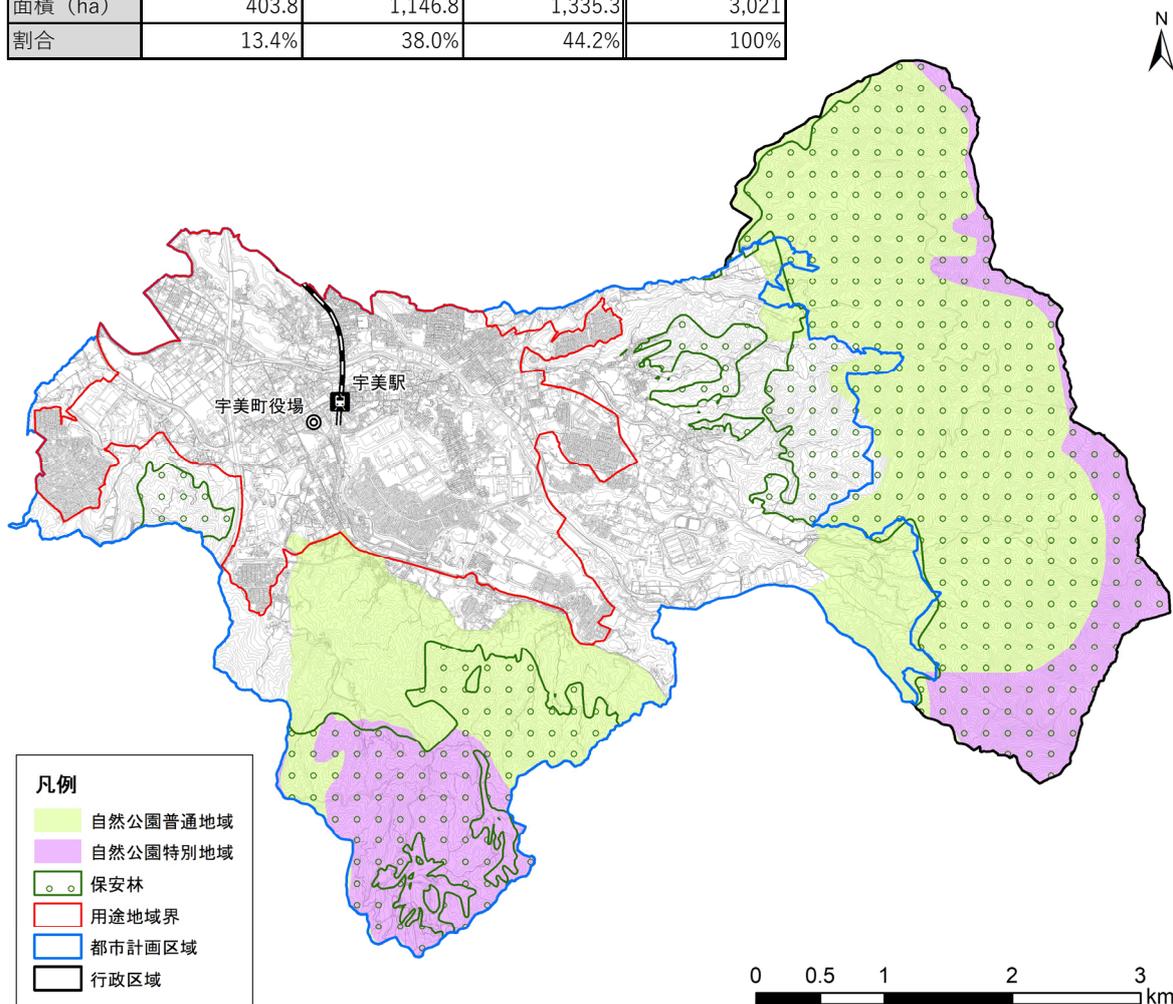


図 法規制状況図

[資料：国土数値情報]

表 自然公園地域について

自然公園地域	優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進を図るものとして、自然公園法に基づき指定されるもの。特別地域や普通地域等に区分され、地域内において行為規制がある。
太宰府県立自然公園 ・S25.13 指定 ・面積 16,568ha	史跡の都として広く知られる太宰府・宝満山(標高 829m)及び三郡山系を含む地域。各地に城跡、寺社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る。(関係市町村：飯塚市・宮若市・大野城市・太宰府市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町)

(6) 地区計画

本町では、良好な環境や景観の維持・形成に向けて、きめ細かく土地利用や建築の制限等を定めることができる地区計画を指定しています。近年では、地区計画に定める土地利用や緑地の状況が、実情と乖離している状況がみられるため、必要に応じて見直しを検討します。

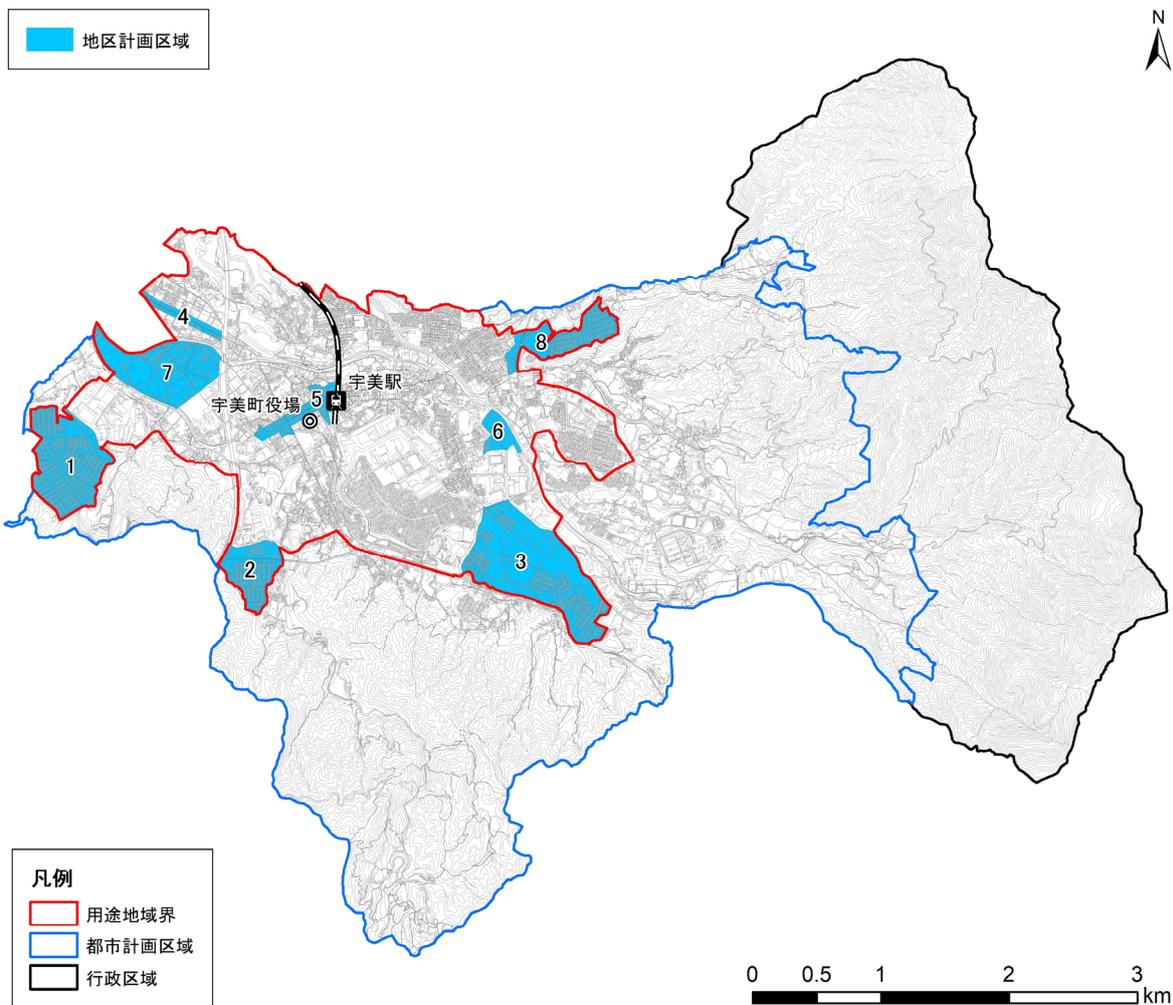


図 地区計画の指定状況

[資料：R5 都市計画基礎調査]

表 地区計画一覧

	名称	面積 (ha)	決定 年月日	計画の概要
1	ひばりが丘地区 地区計画	37.3	H8.1.5	目 標： 潤いのある街並みの形成と良好な居住環境の保全を図る 地区施設： 公園(面積約0.1ha)・緑地(面積約3.1ha)
2	ひまわり台地区 地区計画	17.0	H8.1.5	目 標： 必要な居住環境の整備・保全、住民の利便性の向上及び流通業 務施設の立地に配慮し、調和のとれた地区の形成を図る 地区施設： 区画道路(幅員9m/延長約610m)・①号公園(面積約0.1ha) ・②号公園(面積約0.2ha)・公共空地(幅員1.0m/延長約220m)
3	原田地区 地区計画	60.8	H8.1.5	目 標： 組合施行による土地区画整理事業区域(仮称原田団地)を中心に 既存の住宅地と一体となり、住宅、商業及び軽工業が各分野ごとに 機能し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る 地区施設： 住区幹線道路(幅員12m/延長約700m)・区画道路(幅員9m/延 長約500m)・①号公園(面積約0.1ha)・②号公園(面積約 0.1ha)・③号公園(面積約0.1ha)・④号公園(面積約0.3ha)・⑤号 公園(面積約0.3ha)・緑地(約3.4ha)
4	下宇美地区 地区計画	4.6	H8.1.5	目 標： 沿線における土地の有効利用と商業施設の集積により本町の商業 の活性化を図る 地区施設： 公共空地(幅員1.0m/延長約1,390m)
5	上宇美地区 地区計画	8.6	H8.1.5	目 標： 商業機能の充実を図り、買い物空間の創出を図ることにより、活力 と潤いにあふれた商業地域の形成を図るとともに、宇美の顔ともなる 地域としてふさわしい土地利用の誘導を図る 地区施設： 公共空地(幅員1.0m/延長約810m)
6	小原地区 地区計画	6.1	H8.1.5	目 標： 後背地の居住環境の保全に努め、軽工業の維持・増進を図る
7	平成地区 地区計画	35.0	H8.1.5	目 標： 用途の混在を防止するとともに、基盤整備を行うことにより、健全な 住宅市街地の形成、良好な居住環境の増進を図る 地区施設： 住区幹線道路(幅員13m/延長約800m)・区画道路(幅員9m/延 長約370m)・区画道路(幅員6m/延長約170m)・公共空地(幅員 1.0m/延長約2,700m)
8	神山手地区 地区計画	18.0	H8.1.5	目 標： 樹林地と法面を生かした緑地の保全、推進を図ることによって、良 好な住環境の保全と潤いのある街並みの形成を図る 地区施設： ①号公園(面積約0.3ha)・②号公園(面積約0.2ha)・緑地(面積 約3.3ha)

[資料：R5 都市計画基礎調査、宇美町 HP]

(7) 防災

町内には指定緊急避難場所が 21 箇所、指定避難所が 61 箇所あります。

比較的規模の大きい街区公園や近隣公園等の一部も、指定緊急避難場所に指定されています。

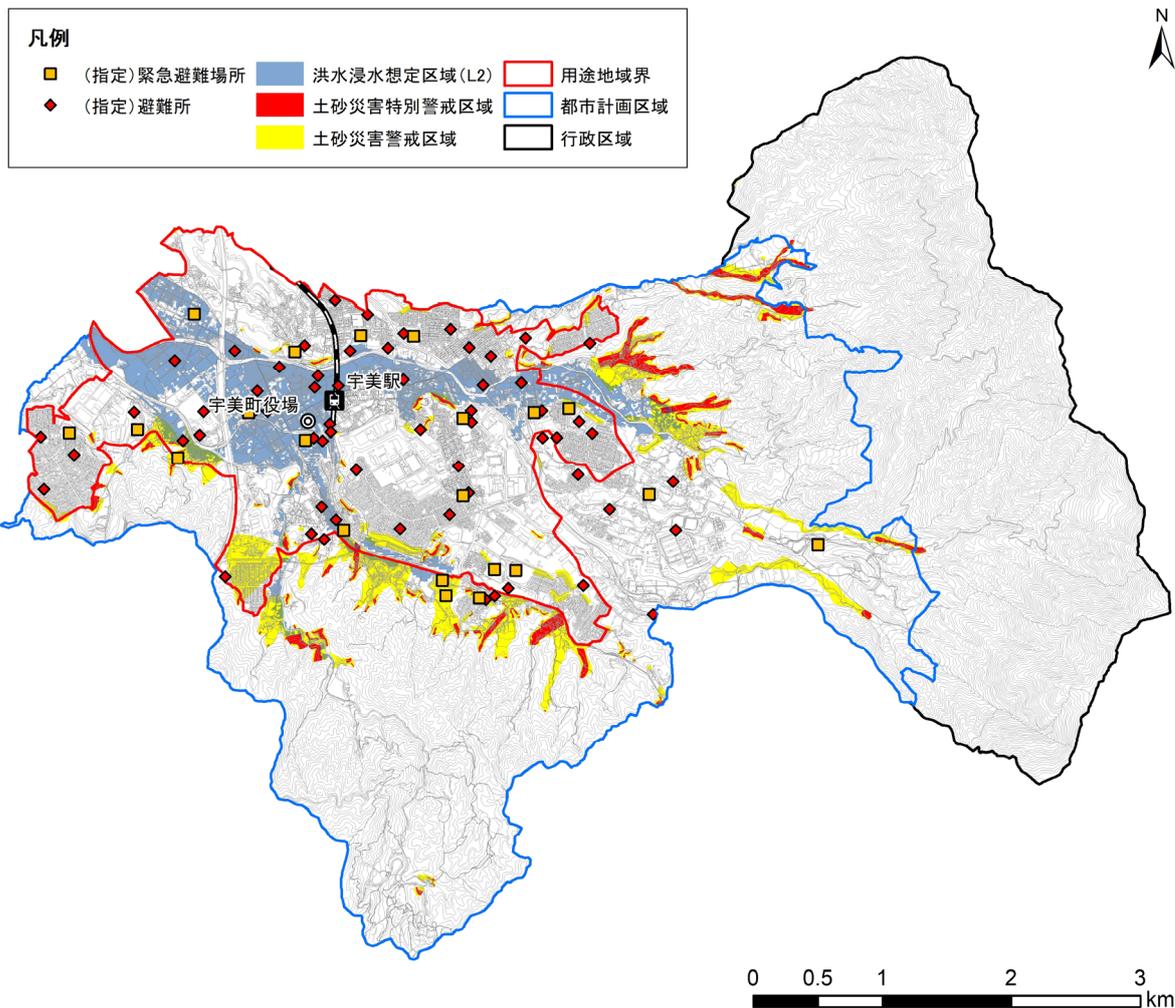


図 避難場所・避難所位置図

[資料：R5 都市計画基礎調査]

表 指定緊急避難場所

名称	名称	名称
宇美小学校（グラウンド）	一本松公園	寺浦運動広場
宇美中学校（グラウンド）	原田小学校（グラウンド）	桜原小学校（グラウンド）
ちびっこ運動広場	宇美南中学校（グラウンド）	林崎運動公園多目的広場
深町公園	宇美東中学校（グラウンド）	宇美公園
宇美東小学校（グラウンド）	新成公園	井野小学校（グラウンド）
飛岳北公園	原田公園	井野公園
原の前スポーツ公園	ゆりが丘中央公園（総合スポーツ公園）	ひばりが丘北公園

表 指定避難所

名称	災害種類			収容 可能 人数	名称	災害種類			収容 可能 人数
	地震	水害	土砂			地震	水害	土砂	
宇美小学校（体育館）	○	○	○	290	四王寺坂二自治会公民館	○	○	○	47
宇美中学校（体育館）	○	○	○	557	四王寺坂三自治会公民館	○	○	○	47
馬場自治会公民館	○	○	○	32	福博鎌倉集会所	○	○	○	46
老人福祉センター	-	○	○	266	新成生活館	○	○	○	51
辻荒木自治会公民館	○	○	○	72	原田下自治会公民館	○	○	○	101
上河原自治会公民館	○	○	○	50	原田中央自治会公民館	○	○	○	51
上宇美本通自治会公民館	-	○	○	42	明治町集会所	○	○	○	75
上宇美一集会所	○	○	○	57	仲山生活館	○	○	○	46
上宇美二自治会公民館	○	○	○	50	桜原小学校（体育館）	○	○	○	294
武道館	○	○	○	638	住民福祉センター	○	○	○	536
末広自治会公民館	○	○	○	45	働く婦人の家し〜ず・うみ	○	○	○	674
大谷自治会公民館	○	○	○	27	大名坂自治会公民館	○	○	○	67
炭焼二集会所	-	○	○	89	林崎自治会公民館	○	○	○	49
炭焼四集会所	○	○	○	54	浦田自治会公民館	○	○	○	65
うみハピネス	○	○	○	1,175	桜原自治会公民館	○	○	○	80
貴船自治会公民館	○	○	○	67	柳原生活館	○	○	○	70
下宇美自治会公民館	○	○	○	59	黒穂集会所	○	○	○	49
宇美東小学校（体育館）	○	○	○	279	福博中央集会所	○	○	○	49
まなびや・うみ	○	○	○	175	三原自治会公民館	○	○	○	57
宇美東自治会公民館	○	○	○	65	神山手自治会公民館	○	○	○	59
とびたけ一自治会公民館	○	○	○	63	早見自治会公民館	○	○	○	93
とびたけ二自治会公民館	○	○	○	60	井野小学校（体育館）	○	○	○	391
とびたけ三自治会公民館	○	○	○	63	ひばりが丘一自治会公民館	○	○	○	34
障子岳砥石場集会所	○	○	○	40	ひばりが丘二自治会公民館	○	○	○	53
障子岳本村集会所	○	○	○	64	ひばりが丘三自治会公民館	○	○	○	54
山ノ内自治会公民館	○	○	○	51	井野自治会公民館	-	○	○	41
宇美南町民センター	○	○	○	144	井野自治会公民分館（旧：新井野）	○	○	○	21
宇美東中学校（体育館）	○	○	○	557	平成自治会公民館	○	○	○	46
宇美勤労者体育センター	○	○	○	413	宇美商業高校（体育館他）	○	○	○	344
鎌倉集会所	○	○	○	49	福岡刑務所鍛錬場	○	○	○	312
四王寺坂一自治会公民館	○	○	○	47					

[資料：宇美町地域防災計画]

(8) 森林整備

町面積の約 6 割は山林となっており、民有林は町の約 4 割を占めています。民有林のうち、長期間にわたって管理ができておらず荒廃した森林等に対し、土砂災害等を防止するため、町では福岡県荒廃森林整備事業を活用し、間伐等の整備事業を実施しています。

今後も森林機能を高めるため、継続的に整備事業を行います。

表 荒廃森林整備事業による整備面積

年度	面積(ha)
H20	19.07
H21	24.38
H22	17.40
H23	10.59
H24	8.66
H25	7.43
H26	12.56
H27	9.92
H28	0.89
H29	43.65
H30	6.53
H31	5.75
R2	9.95
R3	22.65
R4	28.73
R5	27.86
R6	37.30
合計	293.32



整備前

(荒廃した森林。樹木の根が露出し倒木等の危険がある。)



整備後

(日光が森林内に入り、下草が生えている状態。)

(9) 生物の状況

本町は、多様な森林環境に恵まれ、豊かな自然が残されており、地域の生態系が育まれています。なかでも、鮮やかな黄色の花を咲かせるキンランは、環境省レッドリストの準絶滅危惧(NT)に登録されている希少な植物であり、町内に自生しています。

このような希少種の保護や有害鳥獣の防除対策など、生態系の保全に向けた取組が求められています。



キンラン

(10) 農地

本町における農地面積は減少傾向にあります。また、農業経営体数や農業従事者も減少しており、高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加に加えて、イノシシやシカ等の鳥獣被害が課題となっています。

こうした課題への対応として、町では農機購入補助や、鳥獣被害を受けにくい薬用作物の導入支援を行っています。薬用作物については、平成29年度から宇美町薬用作物生産部会を発足し、農業所得向上や地域活性化を目指したブランド化、山間部の荒廃農地への栽培拡充に取り組んできました。

今後は、貴重な農地の保全に向けて取り組むとともに、農地転用の際には適切な水路の確保等の対応が必要です。



水田



ローズマリー（薬用作物）の圃場

(12) 史跡、天然記念物

本町において、大野城跡は国指定特別史跡、光正寺古墳は国指定史跡に指定されています。大野城跡は『日本書紀』の天智天皇四年(665年)に、築城記録があることから、文献上での日本最古の古代山城とされています。宇美町・太宰府市・大野城市にまたがる四王寺山全体を、土塁(一部は石垣)で囲む構造の広大な山城で、城内最大の石垣「百間石垣」や礎石建物跡など、城内の約80%が宇美町に所在します。

光正寺古墳は、糟屋郡内で最大かつ最古級の前方後円墳です。築造年代は3世紀後半頃で、邪馬台国などの国々について記した中国の歴史書『魏志倭人伝』に登場する不弥国の首長層の墓と推測されています。

また、みどりに関する天然記念物として、宇美八幡宮境内にある湯蓋の森・衣掛の森(クス)、蚊田の森(クス)があります。

表 天然記念物等

	種別	名称
国指定	特別史跡	大野城跡
国指定	史跡	光正寺古墳
国指定	天然記念物	湯蓋の森・衣掛の森(クス)
県指定	天然記念物	蚊田の森(クス) 25本



資料：宇美町 HP

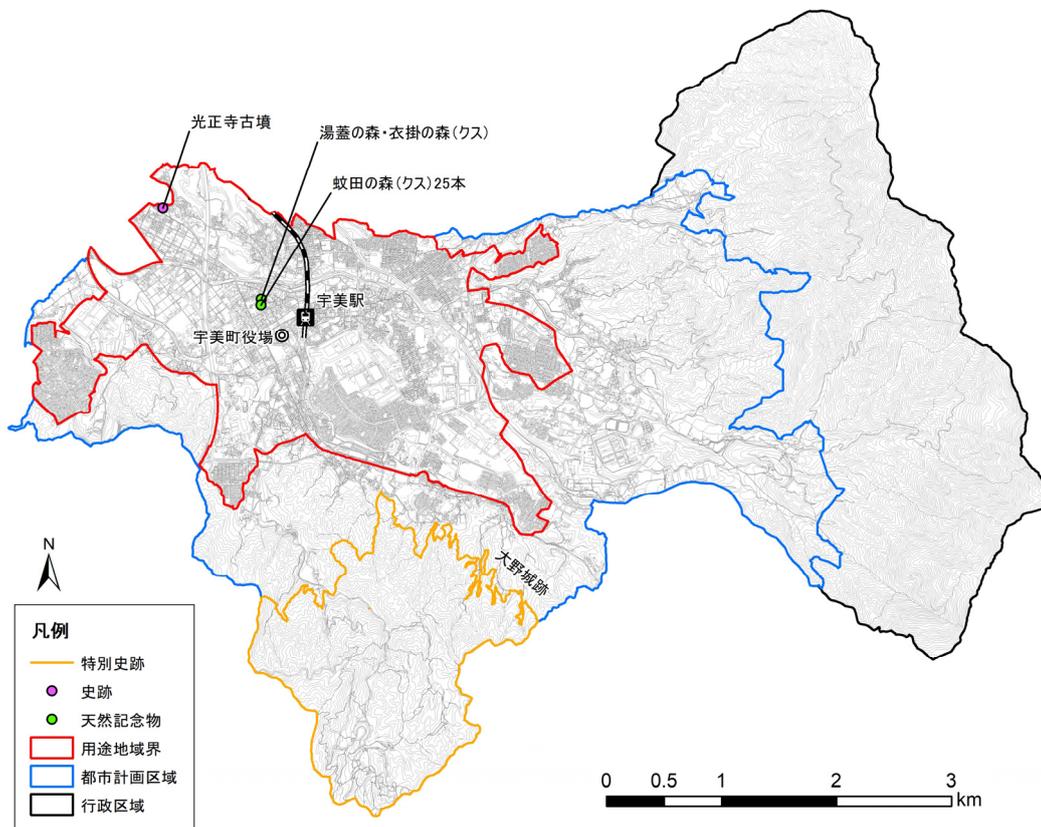
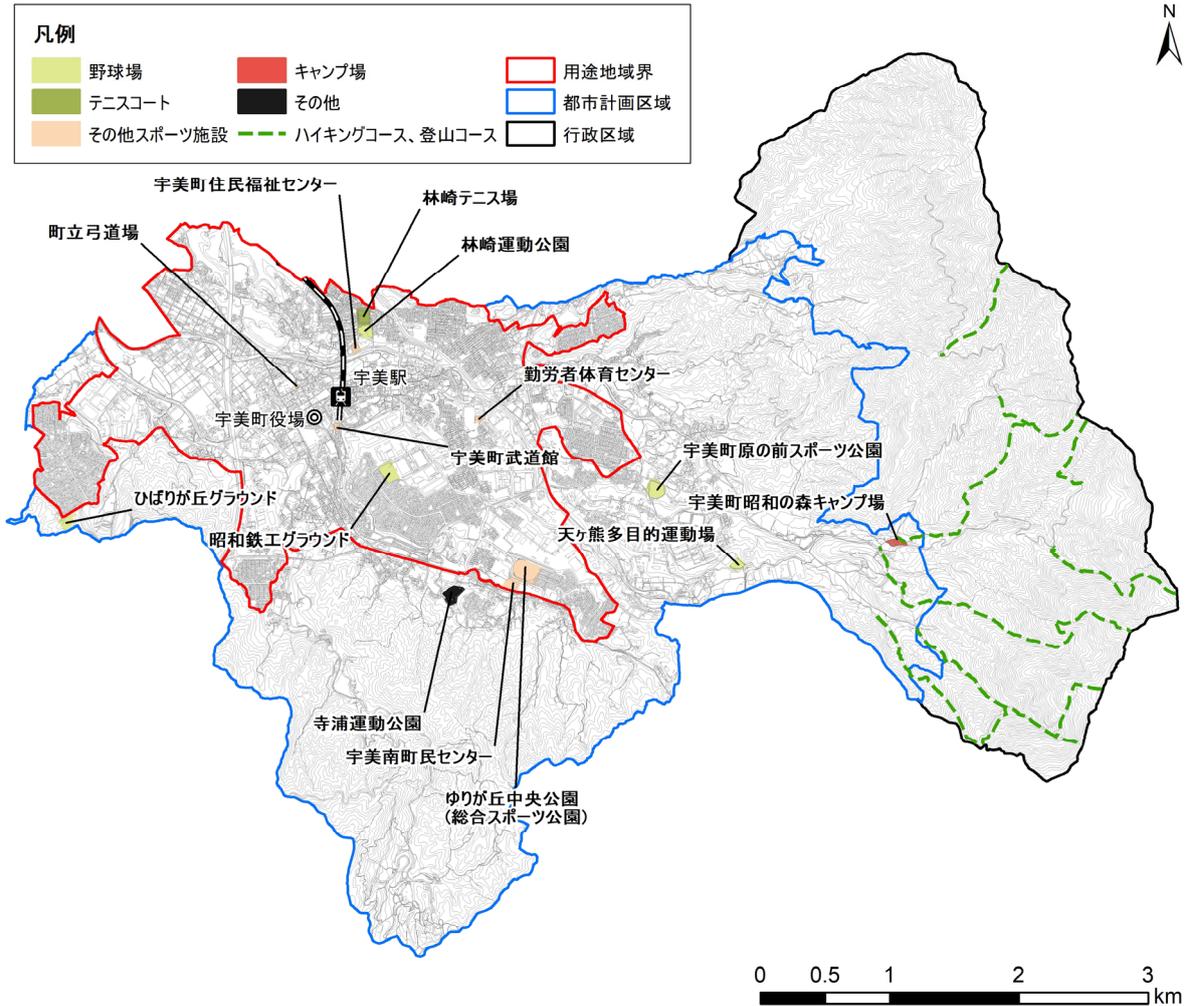


図 史跡、天然記念物

(13) レクリエーション施設

地域イベントや大会等も開催される宇美町ゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)をはじめ、運動公園やグラウンド、テニス場等が町内に点在しています。

町東部の一本松公園にはキャンプ場があるほか、三郡山や宝満山への登山の起点となる場所でもあり、年間を通じて多くの家族連れや登山客等が訪れています。



[資料：R5 都市計画基礎調査]

図 レクリエーション施設

(14) 町営花壇

JR 宇美駅前や県道 68 号線沿道、公園などの 18 か所に町営花壇を設置しています。町営花壇では、地域団体等が植栽を行っており、町に花の彩りをもたらすとともに、地域コミュニティ活動の場となっています。

また、ボランティア団体の方が花苗を育て、その花苗を学校や自治会等へ配布する、花いっぱい運動を展開しています。

表 花壇一覧

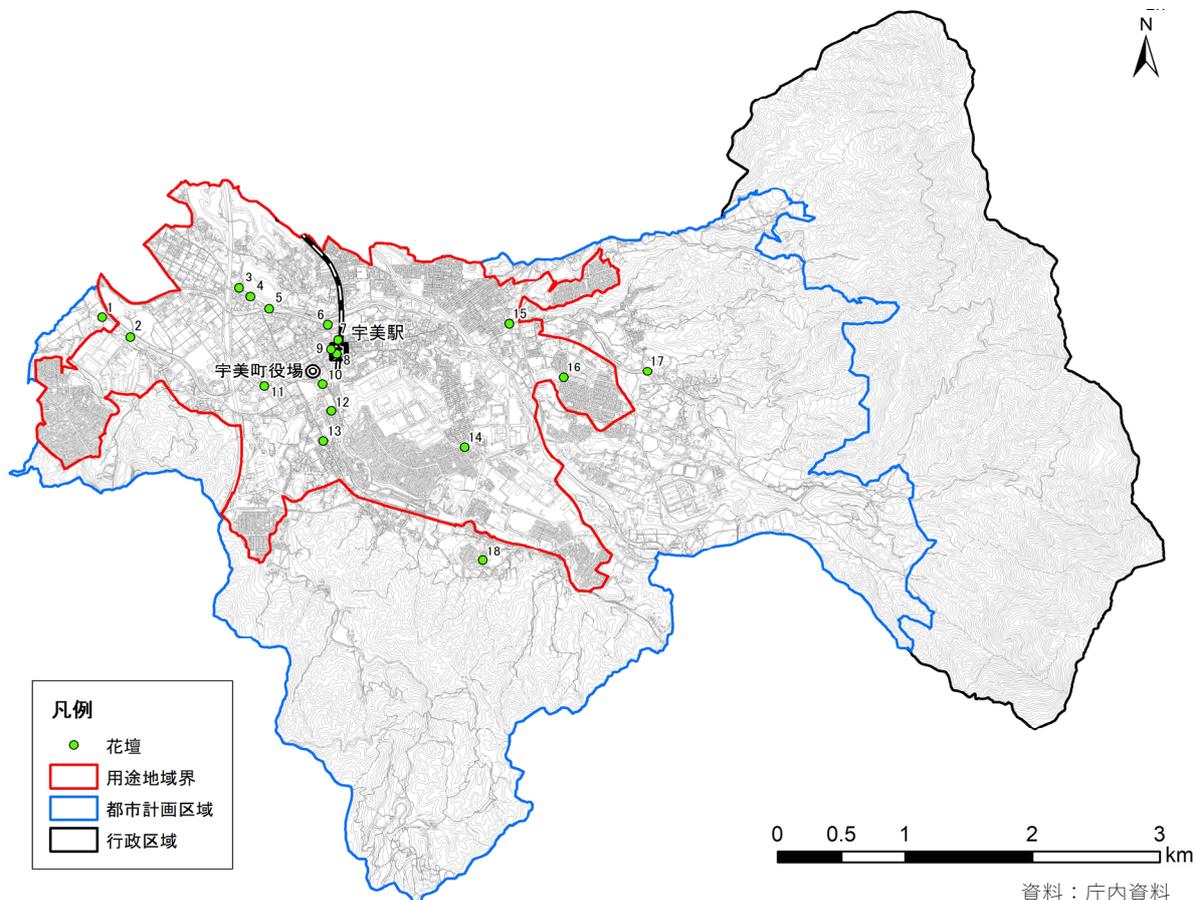
番号	名称	番号	名称
1	日東倉庫前花壇	10	武道館横花壇
2	ひばりが丘入口花壇	11	宇美小学校入口花壇
3	下宇美緑道花壇	12	新町公園花壇
4	旧久恒病院前花壇	13	炭焼花壇
5	下宇美花壇	14	新成公園花壇
6	上河原花壇	15	六反田花壇
7	宇美駅前花壇①	16	飛岳緑地公園花壇
8	宇美駅前花壇②	17	障子岳花壇
9	上宇美花壇	18	原田中央花壇



宇美小学校入口花壇



下宇美花壇



資料：庁内資料

図 町営花壇位置

第2章

(15) 町民活動の状況

組織名	うみ花と緑の会(ボランティア団体)
設立年月	平成 20 年 3 月 5 日
組織概要	花苗の育成や公園等の花壇への植栽活動を行うボランティア団体。 活動を通じて地域への愛着を育み、環境美化とともに、地域活性化や地域コミュニティ形成の促進を図る。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 花苗の育苗作業等を行い、一人一花運動に貢献している。 ● 町内の学校・保育園・公園・公民館・花壇等への花苗の植栽 ● みどりに関する他町の施設見学や研修会の実施



作業状況



水やり状況

(16) 住民アンケート結果

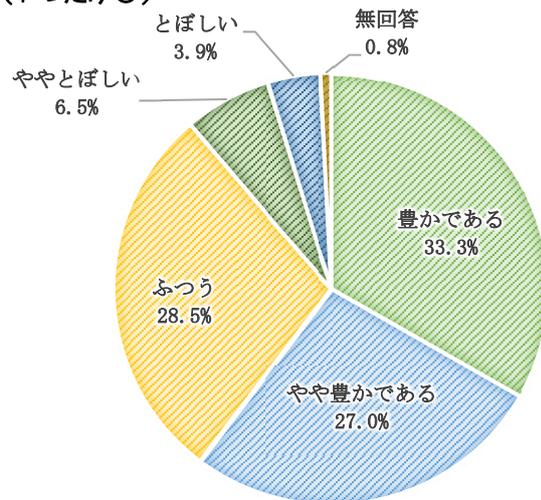
みどりに関する現状の認識や課題、将来の方向性などについて、住民の意見を反映することを目的に、以下のアンケートを実施しました。

■ 調査概要

方法	郵送による配布、回収
対象者	宇美町在住の住民(18歳～79歳)から無作為に抽出した1,000名
時期	令和7年4月
回答数/回答率	355件/35.5%
回答属性	年代別) 20代以下 7.9%、30～50代 41.5%、60代以上 50.3% 校区別) 宇美東 16.9%、桜原 19.4%、宇美 25.4%、原田 25.6%、井野 12.4% 居住年数) 10年未満 20.3%、10～20年未満 16.9%、20年以上 62.8%

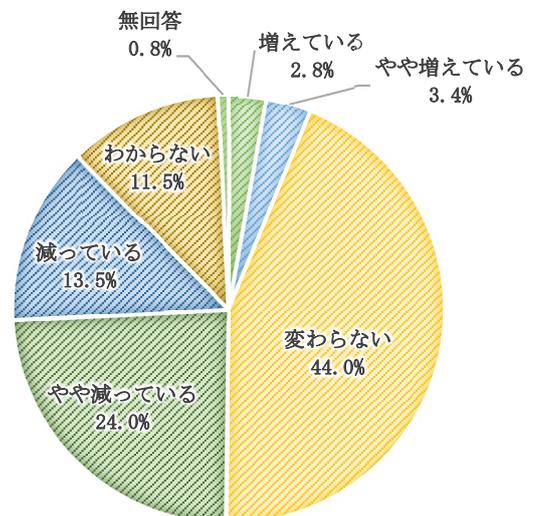
問1 お住まいの緑の豊かさについてどう思いますか。(1つだけ〇)

「豊かである」が33.3%で最も高く、次いで「ふつう」が28.5%、「やや豊かである」が27.0%となっており、宇美町の緑の豊かさについて高く評価をされていることが伺えます。



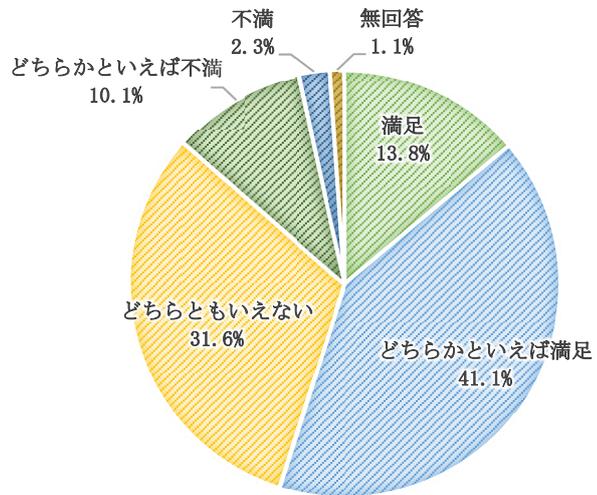
問2 以前(10年前)と比べてお住まいの周りの緑に対してどのように感じていますか。(1つだけ〇)

「変わらない」が44.0%で最も高く、次いで「やや減っている」が24.0%、「減っている」が13.5%となっており、町内の緑が減少傾向にあると感じている割合が高いことが伺えます。



問3 宇美町の緑について「満足度」をお聞きします。(1つだけ〇)

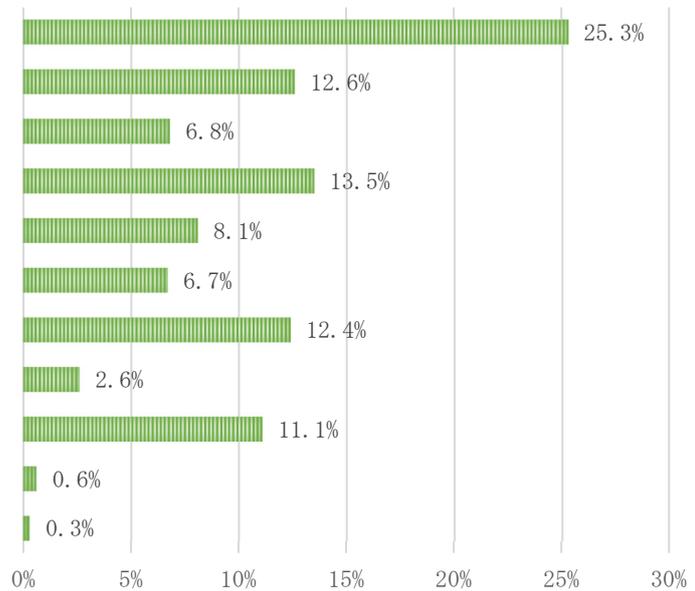
「どちらかといえば満足」が41.1%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が31.6%、「満足」が13.8%となっており、緑の満足度は高い傾向にあることが伺えます。



問4 町内で重点的に緑を保全していくべき場所はどこだと思いますか。(3つまで〇)

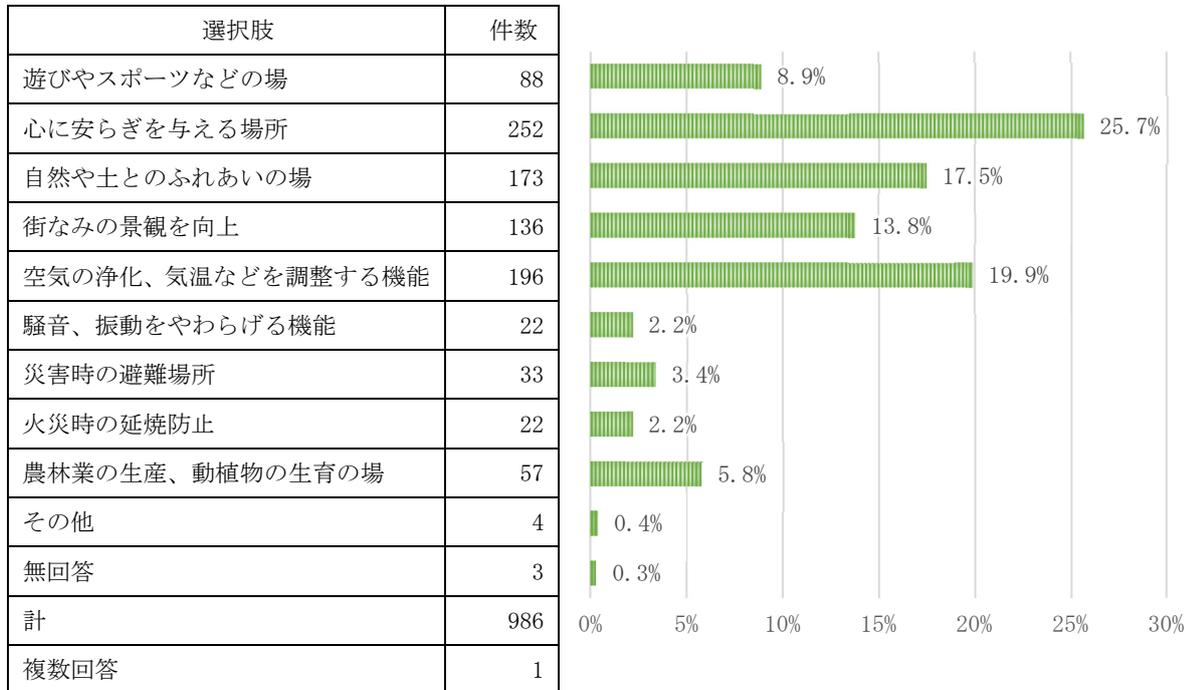
「公園の緑」が25.3%で最も高く、次いで「河川の緑」が13.5%、「森林の緑」が12.6%となっており、緑の保全対象として公園が注目されており、次いで河川や森林等の自然環境が注目されていることが伺えます。

選択肢	件数
公園の緑	228
森林の緑	114
田んぼ・畑の緑	61
河川の緑	122
里山の緑	73
住宅敷地内の緑	60
学校等公共施設敷地内の緑	112
工場・商業施設敷地内の緑	23
神社・寺敷地内の緑	100
その他	5
無回答	3
計	901
複数回答	6



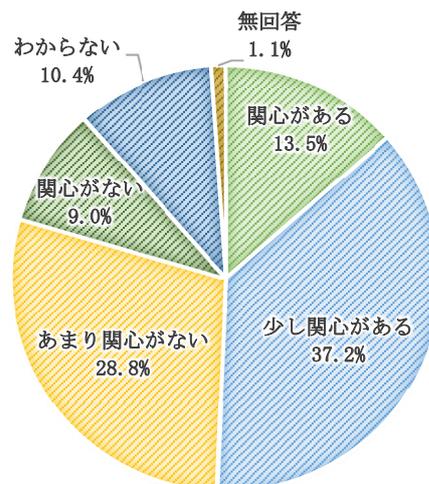
問5 緑にはさまざまな役割がありますが、あなたが特に重要と考えるものは何ですか。(3つまで○)

「心に安らぎを与える場所」が25.7%で最も高く、次いで「空気の浄化、気温などを調整する機能」が19.9%、「自然や土とのふれあいの場」が17.5%となっており、緑の役割として安らぎを求められており、空気の浄化などの環境維持の機能に注目されていることが伺えます。



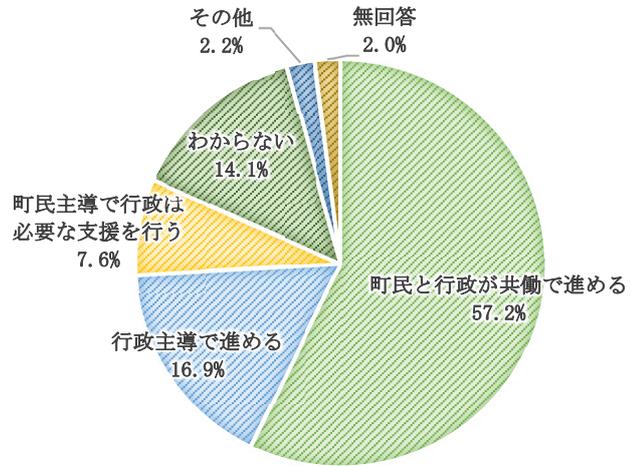
問6 緑化の推進や緑の保全活動へ参加することに関心はありますか。(1つだけ○)

「少し関心がある」が37.2%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が28.8%、「関心がある」が13.5%となっており、半数程度の割合で緑化の推進や緑の保全活動に関心がある方がいらっしゃる事が伺えます。



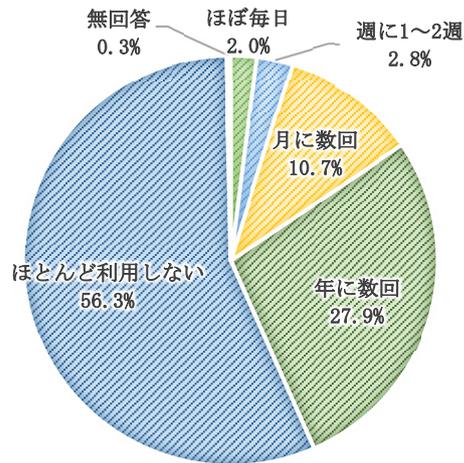
問7 緑化の推進や緑の保全活動はどのように進めるのがよいと思いますか。(1つだけ○)

「町民と行政が共働で進める」が57.2%で最も多く、「行政主導で進める」が16.9%、「わからない」が14.1%となっており、緑化の推進や緑の保全活動を町と共働で進めることを求められていることが伺えます。



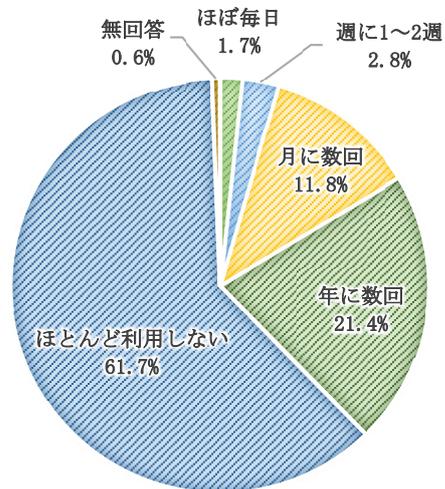
問8 どのぐらいの頻度で町内の大きな公園を利用していますか。(1つだけ○)

「ほとんど利用しない」が56.3%で最も多く、次いで「年に数回」が27.9%、「月に数回」が10.7%となっており、町内の公園を利用する住民が少なく、利用する住民の利用頻度は少ないことが伺えます。



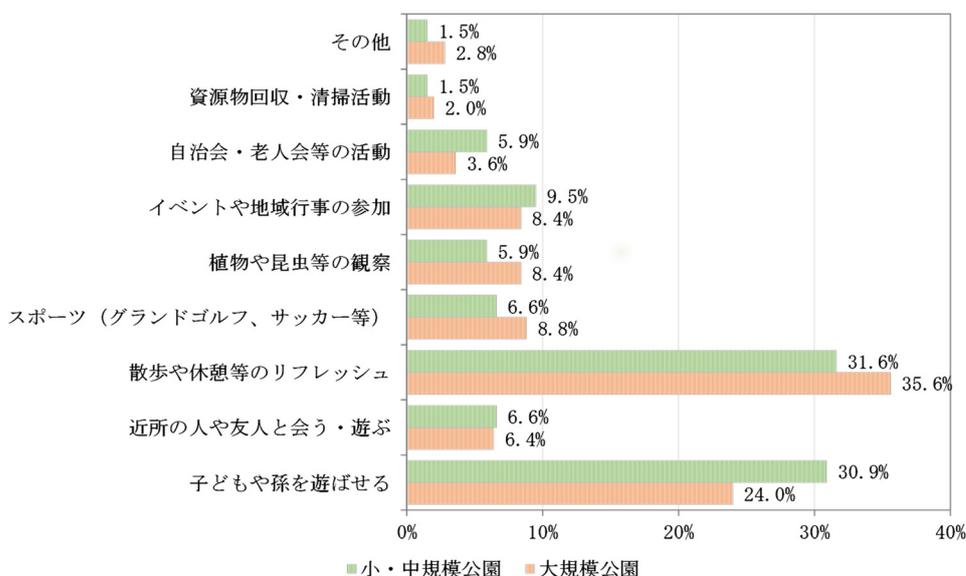
問9 どのぐらいの頻度で町内の身近な公園を利用していますか。(1つだけ○)

「ほとんど利用しない」が61.7%で最も多く、「年に数回」21.4%が、「月に数回」が11.8%となっています。大きな公園と同様に利用頻度は少ないことが伺えます。



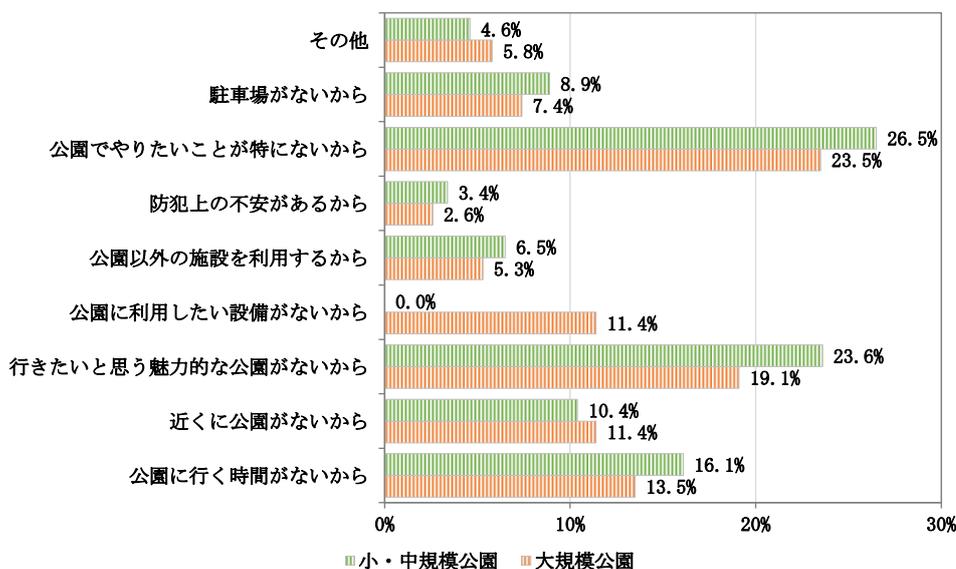
問 10 大きな公園(大規模公園)、身近な小さな公園(小・中規模公園)を利用する目的はなんですか。
(3つまで○)

「散歩や休憩等のリフレッシュ」は大規模公園(35.6%)、小・中規模公園(31.6%)のいずれでも最も多くなっています。「子どもや孫を遊ばせる」や「イベントや地域行事の参加」、「自治会・老人回答の活動」は、大規模公園よりも小・中規模公園の方が多くなっています。



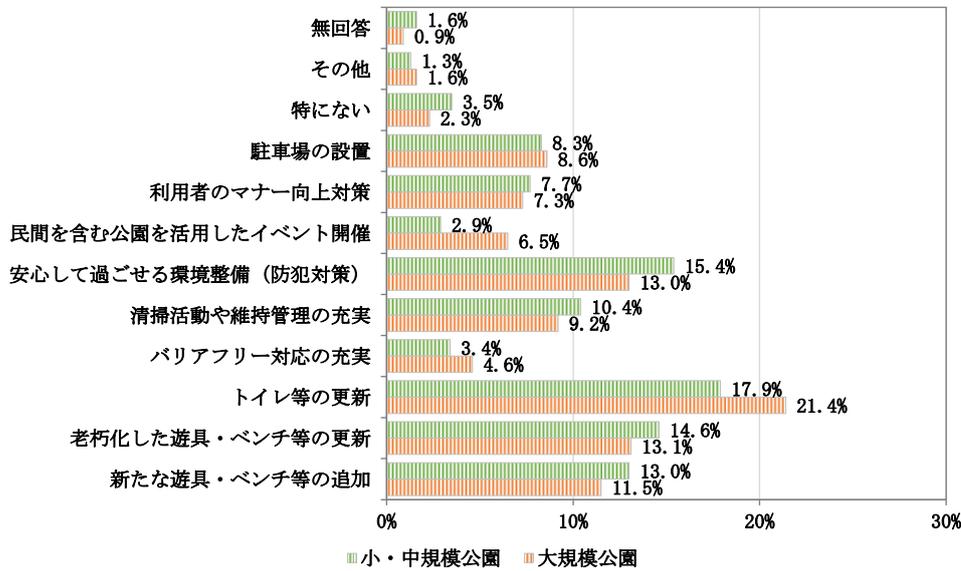
問 11 町内の公園を利用しない理由は何ですか。(3つまで○)

「公園でやりたいことが特にないから」が大規模公園(23.5%)、小・中規模公園(26.5%)のいずれでも最も多くなっています。次いで「行きたいと思う魅力的な公園がないから」が多く、その割合は小・中規模公園の方が、大規模公園よりもやや高くなっています。



問 12 公園をもっと利用してもらうため、今後行うべきことは何だと思えますか。(3 つまで○)

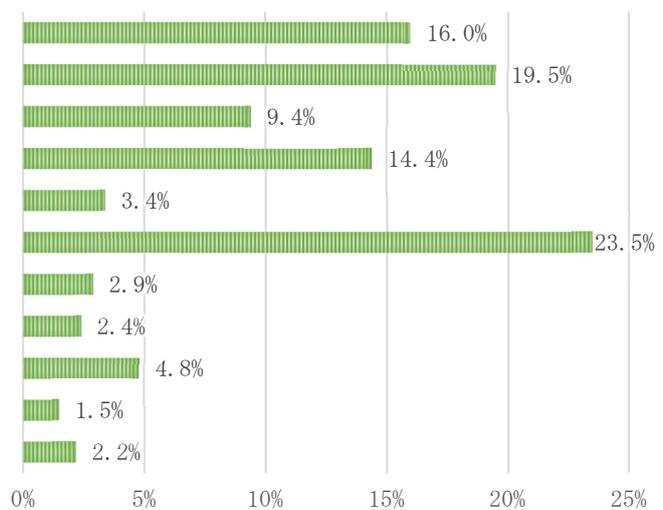
「トイレ等の更新」が大規模公園(21.4%)、小・中規模公園(17.9%)のいずれでも最も多くなっています。次いで「老朽化した遊具・ベンチ等の更新」や「安心して過ごせる環境整備(防犯対策)」が多くなっています。



問 13 あなたはどのような公園に行きたいと考えますか。(2 つまで○)

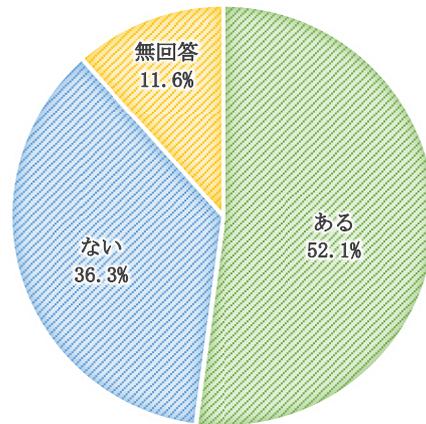
「散歩が楽しめる公園」が23.5%で最も高く、「自然や緑をそのまま残した公園」が19.5%、「こどもの遊び場や遊具を中心とした公園」が16.0%となっており、自然環境を生かした公園の需要が高いことが伺えます。

選択肢	件数
こどもの遊び場や遊具を中心とした公園	99
自然や緑をそのまま残した公園	121
バーベキューやキャンプができる公園	58
休憩やお茶・読書ができる公園	89
スポーツ施設を中心とした公園	21
散歩が楽しめる公園	146
地域の交流やイベントで使える公園	18
歴史や文化を活かした公園	15
災害時の避難場所になる公園	30
その他	9
無回答	14
計	620
複数回答	20



問 14 あなたのお住まいの地域に、あまり利用されていないと感じる公園はありますか。(1つだけ○)

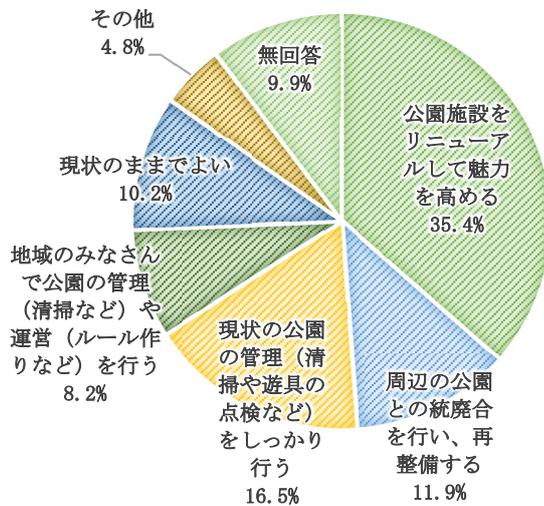
利用されていない公園があると感じている住民が約5割と多く、公園の配置や用途が適正とは言えないということが伺えます。



第2章

問 15 あまり利用されていない公園を、今後どのようにするのが良いと考えますか。(1つだけ○)

「公園施設をリニューアルして魅力を高める」が35.4%で最も高く、次いで「現状の公園の管理(清掃や遊具の点検など)をしっかりと行う」が16.5%、「周辺の公園との統廃合を行い、再整備する」が11.9%となっています。公園施設のリニューアルや再整備を求められているとともに適正な公園の管理が求められていることが伺えます。



2-3 上位・関連計画

第7次宇美町総合計画(令和5年3月)	
■計画期間	令和5年度～令和12年度
■将来像	「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美 ～「宇美町で、いい。」でなく、「宇美町が、いい。」と選ばれる町へ～
■基本目標	①みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち ②支えあい「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち ③災害に強く誰もが「安全」に暮らせる『安心』をうみだすまち ④豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち ⑤地域の特性を活かした『活気ある産業と交流』をうみだすまち ⑥町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をうみだすまち
■みどりに関する施策(抜粋)	
<p>基本目標1 みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち 【1-4 スポーツ・文化活動の推進】 ●<u>スポーツを楽しめる環境の整備</u> ・町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツを行うために、身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ環境の適切な整備を行います。</p> <p>基本目標4 豊かな自然環境と調和した「心地よい暮らし」をうみだすまち 【4-3 環境にやさしいまちの実現】 ●<u>脱炭素社会実現に向けた取組</u> ・町の豊かな森林資源を活かすため、森林を健全化し、森林による二酸化炭素の吸収量を確保します。</p> <p>【4-4 自然環境の保全と生活環境の向上】 ●<u>森林の荒廃防止と環境整備</u> ・整備が必要な対象森林所有者への意向調査を行い、県の補助を活用した整備を進めます。 ・人命財産への影響が高く緊急性がある私有林については、危険木の伐採を進めます。 ・町民が木と触れ合う機会を設け、森林への理解促進に努めるとともに、木製品の利用促進に努めます。</p> <p>●<u>生活環境の向上と環境美化の推進</u> ・美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業や清掃ボランティア活動を支援します。</p> <p>【4-5 土地利用と公園の整備】 ●<u>公園施設の適正化と定期的な点検及び更新</u> ・公園が充足していない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。 ・地域の交流・憩いの場を確保するため、年1回の遊具の法定点検及び日常の巡回を行うとともに、地域の協力を得て、宇美町公園施設長寿命化計画に基づき、公園にある遊具等の維持管理・更新に努めます。</p> <p>●<u>一本松公園の整備</u> ・キャンプエリアやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに合った公園整備を推進します。 ・様々な財源の活用を検討し、公園施設の再配置、防犯カメラや看板等を設置することにより快適な利用ができるように努めます。</p>	

基本目標 5 地域の特性を活かした「活気ある産業と交流」をうみだすまち**【5-1 地域経済の活性化】****●観光の振興と交流人口の拡大**

・歴史・文化・自然等の観光資源と飲食店等との周遊性を高め、町内経済の活性化を図ります。

【5-2 農業の振興】**●担い手の育成・農地の保全**

・農地の集約化や将来の担い手を検討する地域計画の作成と認定農業者制度、農業用機械等の購入補助等の農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化等により耕作できなくなった農地の利用集積を促進し、効率的な農業経営、担い手の育成、農地の保全を推進します。

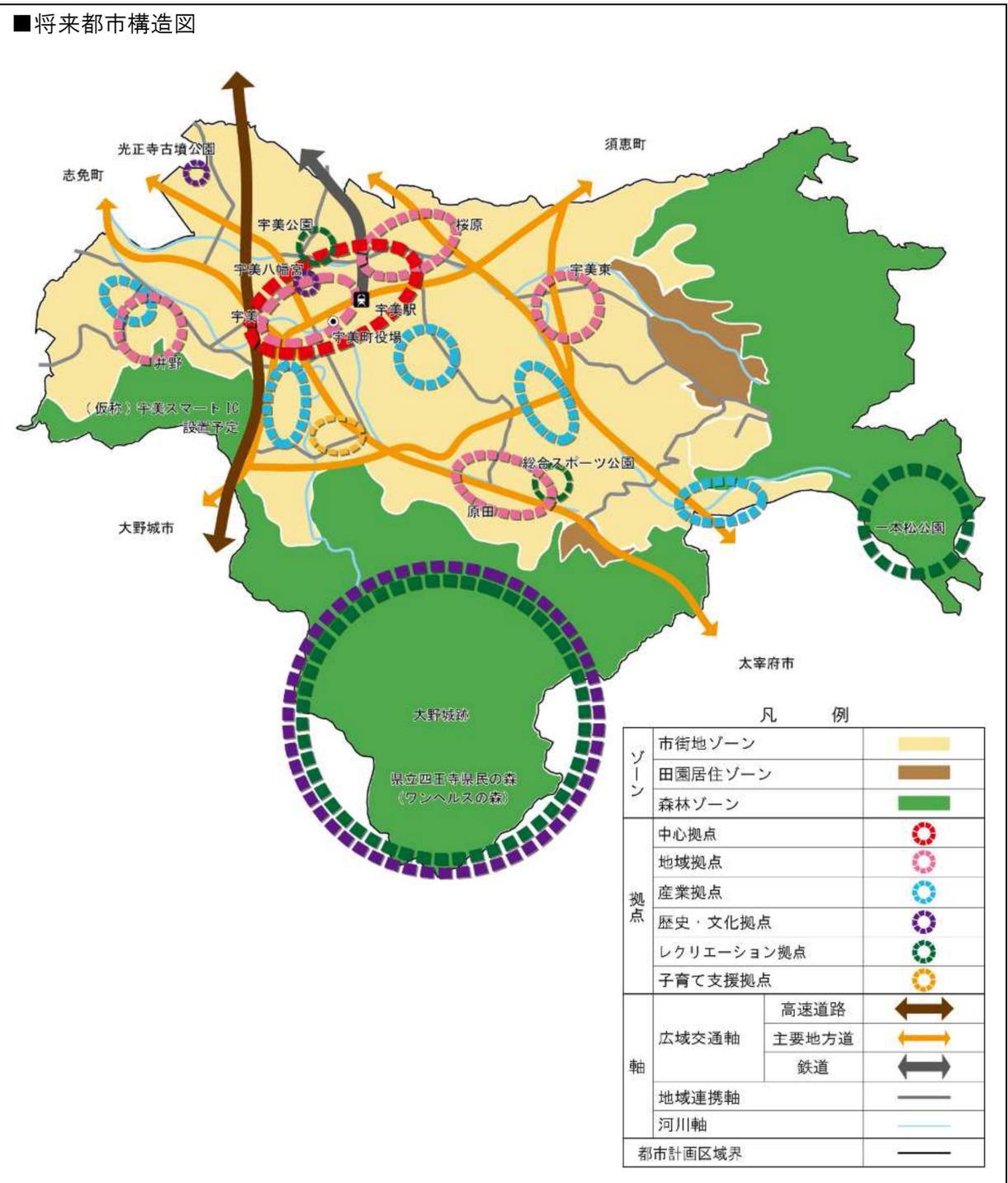
基本目標 6 町民と行政がパートナーとなり共働で『まちの魅力』をうみだすまち**【6-1 まちの魅力向上】****●まちへの愛着を育む**

・「ふるさと宇美」を誇りに思い、「まちへの愛着」を持てるよう、まちの歴史や地域文化、豊かな自然、町内産品等の様々な「まちの魅力」に触れることができる機会や取組を推進します。

【6-2 共働のまちづくりの推進】**●地域コミュニティ活動の支援**

・各小学校区コミュニティ運営協議会の課題や実情に応じ、地域活性化の取組を支援します。

宇美町都市計画マスタープラン(令和7年8月策定)	
■計画期間	令和7年度～令和27年度
■将来像	「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美 ～「宇美町で、いい。」でなく、「宇美町が、いい。」と選ばれる町へ～
■みどりに関する施策(抜粋)	
土地利用の方針 ●森林ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 生態系保護、水源涵養、土砂災害防止などの多面的な機能を発揮できるよう、今後も積極的に保全し森林地としての土地利用を維持します。 水道水源の保護を目的に、町条例による既存の水源保護地域の指定を継続します。 自然とのふれあいを通じた健康づくりと、「人と動物の健康及び環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念を実践できる場を提供するため、県立四王寺県民の森の「ワンヘルスの森」としての整備を促進します。 道路・交通の整備方針 ●道路ネットワーク(緑道) <ul style="list-style-type: none"> 旧国鉄勝田線跡地を利用した、原田橋付近から総合スポーツ公園や光正寺古墳公園を経て志免町を結ぶ全長約4.6kmの緑道は、主に自転車・歩行者道として骨格を形成しています。また、沿道には緑豊かな公園が配置され四季折々のうらおいをもたらしています。そのため、適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。 水と緑の整備方針 ●公園 <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地は、町民生活に安らぎやうらおいをもたらす都市環境の向上に資する施設であることから、今後とも既存施設の適切な維持管理を行います。 様々な世代のニーズや地域の特性を踏まえた公園施設の適正配置、誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザイン化の推進など、多様性を認め合い、安心して笑顔で、自分らしく過ごすことができるような公園整備を推進します。 レクリエーション拠点(一本松公園や総合スポーツ公園(ゆりが丘中央公園)など)における機能拡充に向け、緑の基本計画や公園適正化計画の策定、公園施設長寿命化計画の改訂を検討します。 四王寺県民の森は、人と動物と森林の関わり等を解説するパネル等の分かりやすい展示物や案内板を設置するほか、ワンヘルスについて説明できるガイドの育成・ワンヘルスツアーの開設など、県が「ワンヘルスの森」として整備しています。町として「ワンヘルスの森」の利用促進に協力していきます。 ●緑地等 <ul style="list-style-type: none"> まちに存在する様々な緑やオープンスペースを柔軟に活用し、にぎわいや魅力の創出につながる環境づくりを推進します。 豊かな水と緑にふれあいながらレクリエーション拠点や歴史・文化拠点を回遊できる水と緑のネットワーク形成を図ります。 ●河川 <ul style="list-style-type: none"> 本町の骨格を形成する河川については、市街地への浸水抑制もちろんのこと、多様な生物が生息できる環境構築に配慮した保全・改修を促進します。 景観形成の整備方針 ●歴史・文化的景観 <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化拠点である宇美八幡宮、大野城跡及び光正寺古墳公園の歴史・文化資源を適切に保全・活用します。 ●自然景観 <ul style="list-style-type: none"> 整備が必要な対象森林所有者への意向調査を行い、県の補助を活用した整備を進めます。 人命財産への影響が高く緊急性がある私有林については、危険木の伐採を促進します。 脱炭素まちづくりに関する方針 <ul style="list-style-type: none"> 緑地、水辺保全・再生・創出等を通じて、居住環境等の改善とともに、地球環境への負荷の軽減を図るため、グリーンインフラの活用を推進します。 	



宇美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和7年3月)	
■計画期間	令和7年度～令和12年度
■将来像	豊かな自然と人のつながりで持続可能な未来を「うみ」だそう
■基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 省エネルギー対策の推進 ◇ 再生可能エネルギーの普及拡大 ◇ 総合的な地球温暖化対策
■みどりに関する施策等(抜粋)	
<p>基本方針3 総合的な地球温暖化対策</p> <p>【施策1 吸収源対策】</p> <p>●<u>森林の整備・保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理が困難であり、山林の荒廃に繋がっている私有林に対して、森林環境譲与税等や県の補助を活用し、引き続き整備を行います。また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努め、地域林業の担い手の拡大を目指します。さらに、森林の適切な経営管理によりJ-クレジットの創出を検討します。 <p>●<u>緑化の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地は、町民生活に安らぎやうおいをもたらす、都市環境の向上に資する施設であることから、今後も既存施設の適切な維持管理を行い、市街地への街路樹設置を検討します。また、施設の壁面緑化や緑のカーテン、屋上緑化等について、情報提供や普及啓発を行います。 <p>●<u>県産木材の利用促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県の森林環境譲与税を用いた木製品の製作・設置事業を引き続き実施し、県産木材の利用促進を行います。また、公共施設の木工事部分には、間伐材をはじめとする県産木材を積極的に活用します。 	

宇美町公共施設等総合管理計画(令和4年12月)	
■計画期間	平成29年度～令和38年度
■全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建築系施設の総量を40年間で24%削減を目標とする(延床面積基準) ◇ 積極的な長寿命化で、80年使用を目標とする(鉄筋コンクリート造の場合) ◇ 建築系施設の新規整備は、原則として行わない ◇ 再配置の方向(廃止・統廃合・複合化など)を明確にし、拠点性や新たな価値を生み出す
■公園に関する施策等(抜粋)	
<p>施設類型別の方針:スポーツ・レクリエーション系施設</p> <p><u>保有量・再配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、廃止・集約や一体化が可能な施設の検討を行い、残地については企業誘致などの跡地活用方策も合わせて検討します。 <p><u>サービスの質</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施設において、老朽化が進んでおり、大規模修繕などが必要な施設もあることから、維持する施設については、ランニングコストも考慮しながら、改修や修繕などにより、長寿命化を図り、サービスを維持します。 	

第3章 みどりのまちづくりの課題

3-1 現況からみた課題の整理

(1) 都市の主な現況からみた課題

	都市の主な現況特性	現況からみた課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町は住宅都市として発展 ・ 将来的に人口減少・高齢化が進む ・ 総合計画の将来像は『「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美』 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住環境の快適性向上 ◇ 人口減少に対応した持続可能なまちづくりが必要 ◇ 地域交流の活性化や、高齢者等の健康増進の促進
自然的土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的土地利用は都市計画区域の約6割と多く、用途地域内では約2割と少ない ・ 町の東部、南部は豊かな自然環境を有する山林であり、自然公園地域の指定がある ・ 荒廃森林の整備を進めている ・ 農地、農業従事者が減少している 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 残された樹林、草地、水面等、自然環境の保全・活用 ◇ 森林や農地の保全、農業の振興に向けた取組が必要
都市公園の整備・管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然を楽しむ一本松公園や総合スポーツ施設であるゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)をはじめ、52箇所の都市公園がある ・ 一人当たりの都市公園面積は30㎡と大きい ・ 都市公園等がやや多いエリアと少ないエリアがある ・ 比較的規模の大きい街区公園や近隣公園は指定緊急避難所に指定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自然環境を活かしつつ利便性や集客性向上も考慮した既設公園の効果的・効率的な整備・維持管理 ◇ 一本松公園の老朽化対策、快適性・利便性向上が必要 ◇ 将来の人口減少等を踏まえた公園の適正配置の検討 ◇ 子育て環境の充実に資する公園施設の更新・整備や機能強化等の検討
市街地の緑化状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地(用途地域内)の緑被率は25.4%で、特に住宅密集地において緑被が少ない ・ 都市公園のほか、廃線跡地を活用した緑道や広場等がある ・ 町営花壇等で町民ボランティアとの共働による花いっぱい運動が展開されている ・ 地球温暖化対策、都市環境の向上の観点から、街路樹整備や施設の緑化を推進している 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ みどりの潤いややすらぎを感じられ、地球温暖化対策に資するみどりを活かした市街地の形成 ◇ 町民共働による緑化・保全等の推進
文化的資源の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 由緒ある大野城跡や光正寺古墳、宇美八幡宮がある ・ 町を囲む山並みや河川、滝等の自然や、市街地内のクスの巨木群等が良好な景観を形成している 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町の特徴である文化財など文化的な資源の保全・活用

(2) 住民アンケートの主な結果からみた課題

	主な町民意向等	町民意向等からみた課題
みどりの豊かさ・満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの緑の現状に対して豊か・やや豊かの割合は全体の約 6 割と高い ・以前と比べ現状の緑は変わらないの割合が約 4 割で、減っている・やや減っているの割合も約 4 割と高い ・町の緑の現状に対して満足・どちらかと言えば満足の割合が約 5 割と高く、不満・どちらかと言えば不満の割合は約 1 割 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在のみどりの維持による、みどりの満足度の維持・向上
保全していくべき場所、重要な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で重点的に緑を保全していくべき場所は、公園が約 3 割、次いで河川、森林、公共施設敷地がそれぞれ約 1 割 ・緑の役割のうち特に重要なものの回答は、心に安らぎを与える場所が約 3 割、空気の浄化、気温などを調整する機能が約 2 割 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在の公園や河川、森林、公共施設等におけるみどりの保全 ◇ 散歩や休息、良好な景観、人々に安らぎをもたらすみどりの保全・形成
緑化の推進・保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の推進・保全活動参加に対し、関心がある・やや関心がある割合が約 5 割 ・緑化の推進・保全活動は、町民と行政の共働による推進が約 6 割 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 町民・事業者が自らみどりを守る・増やす行動を行うための支援メニューの検討
都市公園の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな公園・身近な公園とも、月に数回以上利用する人が約 2 割、ほとんど利用しない人が約 6 割 ・利用目的は、散歩休憩等のリフレッシュが最も多い ・あまり利用されていないと感じる公園があり、リニューアルや管理の徹底が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 散策等のリフレッシュをはじめとした、多くの町民が利用しやすい公園の整備・維持管理 ◇ 将来的な人口減少を踏まえた公園の適正配置の検討
今後の整備方針要望	<ul style="list-style-type: none"> ・公園における、トイレや遊具・ベンチ等の設備の更新や安心して過ごせる環境整備が求められている ・行きたい公園として、散策が楽しめる公園や自然や緑をそのまま残した公園、こどもの遊び場や遊具を中心とした公園の割合がそれぞれ約 2 割と多い 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ トイレや遊具・ベンチ等の設備の更新や安心して過ごせる公園の環境整備 ◇ 散策ができる、自然と触れ合える、こどもの遊び場が充実している等のニーズに応じた公園や緑の環境の整備・維持管理

3-2 みどりのまちづくりの課題

これまでの整理により、本町では、自然環境や文化的資源を活かし、潤いとやすらぎを感じられる、みどり豊かなまちづくりの推進が必要と考えられます。本町の現況や住民アンケートの結果から、以下の3つの視点で課題を整理します。

1. みどりの維持・保全

本町には、山・森林、農地、河川、公園、歴史ある神社など、比較的多くのみどりが残されており、町民のみどりに対する満足度も高い状況です。これらのみどりを維持・保全することで、良好な住環境を形成するとともに、地域の生態系保全への配慮が必要です。

森林については、土砂災害防止や水源かん養の観点からも、適正な維持管理が求められます。

また、公園や街路樹、公共施設におけるみどりは、安らぎや潤い、健康増進、レクリエーション、景観形成など多様な機能をもっており、これらの価値を最大限に生かすための継続的かつ適正な管理が必要です。

※水源かん養・・・森林などの自然環境が雨水を地中に浸透させ、地下水の蓄積や河川の水量を安定させる働きのこと。水資源の確保に加え、洪水の緩和や水質浄化、生態系の保全など、防災・環境面で重要な役割を果たす。

2. みどりの育成

町民のニーズに応じた公園の整備検討や公共施設の緑化に加え、水とみどりのネットワークの形成等を通じた、みどりの育成が必要です。

また、町民の日常生活に密接に関わるみどりのまちづくりには、町民・事業者・行政の共働が不可欠です。町民や事業者が自らみどりを守り、育てる行動に向けた支援や仕組みづくりが求められます。

※水とみどりのネットワーク・・・都市化により減少・分断された水辺空間(河川など)や緑地(森林・公園・街路樹など)を相互に連携させたネットワークのこと。水とみどりのネットワークの形成により、自然環境の回復、野生生物の移動経路の確保(生態系の保全)や、都市の防災機能の強化等を図り、質の高い都市環境の実現を目指すもの。

3. みどりの活用

本町の特徴である文化財や天然記念物、地域のシンボルとなるみどりなどの文化的資源を保全し、観光資源としても活用することで、地域の価値や魅力を一層引き出すことにつながります。また、自然的資源についても、ハイキングコースやキャンプ場など、自然とふれあう場の整備・活用、情報発信の強化等が求められます。

公園においては、将来的な人口減少等を見据えた適正配置の検討が必要であり、トイレや遊具、ベンチなどの設備更新を含めて、地域のニーズを踏まえた、より多くの人が快適に利用できるみどりの空間づくりが求められています。

4-2 基本方針

みどりの将来像の実現に向けて取り組む上での基本的な考え方を、基本方針として次のように定めます。

基本方針【守る】 みどりを守り、未来へつなぐ

本町は、三郡山系の山々や四王寺山脈、井野山に囲まれ、町内には宇美川をはじめとした水辺など豊かな自然環境が広がっています。生態系の維持、水源かん養、土砂災害の防止など多面的な機能を持つこれらの自然は、町民の暮らしを根底から支えるかけがえのない基盤となっています。森林や農地などの土地利用を適切に維持するとともに、荒廃が進む森林については整備を進め、水源保護地域や天然記念物等の貴重なみどりの保全にも努めます。

また、町内には、文献上で日本最古の古代山城とされる大野城跡や巨大なクスを擁する宇美八幡宮、糟屋郡で最大最古級の光正寺古墳など、みどりと深く結びついた歴史・文化資源が存在しており、これらを本町の大切な財産として保全し、自然と歴史・文化が調和した宇美町らしい風景と価値を次世代へ継承します。

基本方針【育む】 みどりを育み、まちに彩りをもたらす

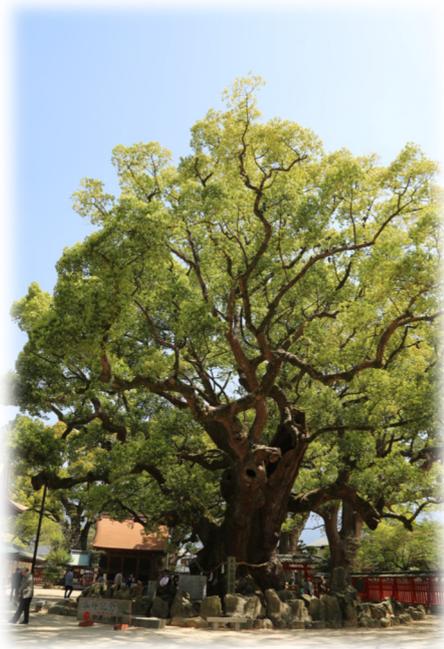
町全体の魅力と暮らしの質を高めるため、都市公園をはじめとする身近なみどりの整備を推進します。貴船公園においては自然とのふれあいを通じた学びや健康づくりの場を創出し、緊急避難場所指定の公園においては防災施設の整備やグリーンインフラによる防災機能の強化を進めます。また、宇美公園の利活用推進、自然環境を活かした一本松公園のレクリエーション機能の向上、ゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)周辺における多様な世代が利用できるスポーツ・健康づくりの場の充実等により、町内の各公園がより活力と魅力のある場となるよう取り組みます。

さらに、水とみどりのネットワークと連携した緑道(旧国鉄勝田線跡地)の再整備など、多様な地域資源と調和するみどりの育成を進め、町全体の景観価値と居住環境の質の向上を図ります。

基本方針【活かす】 みどりを活かし、人がつながる

本町の豊かなみどりを積極的に活用し、その価値を最大限に引き出すことで、人と人、人と自然がにつながる環境の創出を図ります。公園等の適正な配置の検討や、遊具等の適切な管理・更新を行うとともに、町営花壇や街路樹、公園の管理には、住民・事業者・行政の共働で取り組みます。また、一本松公園では民間活力の導入など、持続的な公園運営の検討を進め、県立四王寺県民の森では自然体験活動などの利用を促進します。

さらに、地域資源との一体的な魅力発信を進めるとともに、農業体験など自然とのふれあいの機会を広げ、本町の自然や森林への理解と関心を深めます。こうした取組を通じて、みどりへの愛着を育み、みどりと共に暮らす本町の魅力と活力を高め、町民が心身ともに豊かに暮らせるまちの実現を目指します。



国指定天然記念物「湯蓋の森」



国指定天然記念物「衣掛の森」

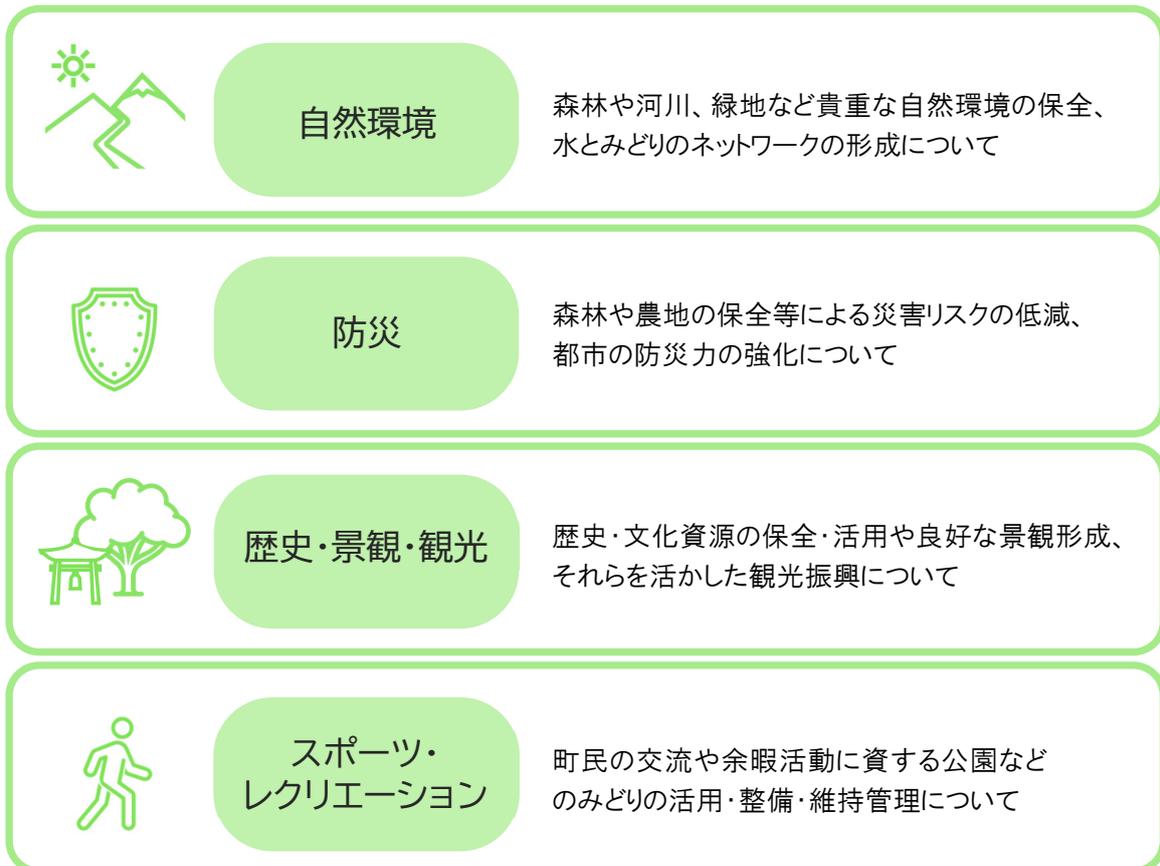


県指定天然記念物「蚊田の森」

第5章 系統別みどりの配置方針

都市緑地法運用指針において、「みどりを系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくことが都市のみどりが有する各機能を効果的に発揮させる上で重要」と示されています。

そこで、本町のみどりにおいても、「自然環境」「防災」「歴史・景観・観光」「スポーツ・レクリエーション」の4系統について、みどりのまちづくり方針を整理します。



5-1 自然環境

5-1-1 三郡山地や県立四王寺県民の森等の自然性の高いみどりの保全・活用

町の東部や南部に連なる三郡山系や四王寺山系の山々は、自然公園地域(太宰府県立自然公園)の特別地域に指定されており、自然林が広がり、多様な植物が生育しています。また、町中央部の塔ノ尾公園には、環境省レッドリストの準絶滅危惧(NC)に登録されている希少なキンランが見られます。

このような豊かな自然環境を次世代へ継承し、森林が持つ水源かん養機能などの機能を将来にわたり維持していくため、積極的な保全を図ります。

5-1-2 水とみどりのネットワークの形成とワンヘルスの推進

生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成に向け、山林や河川、緑地など多様な自然資源を守りながら「水とみどりのネットワーク」の構築を進めます。これまでに整備した緑道上の広場や公園、舗装、案内板等も積極的な活用を図ります。

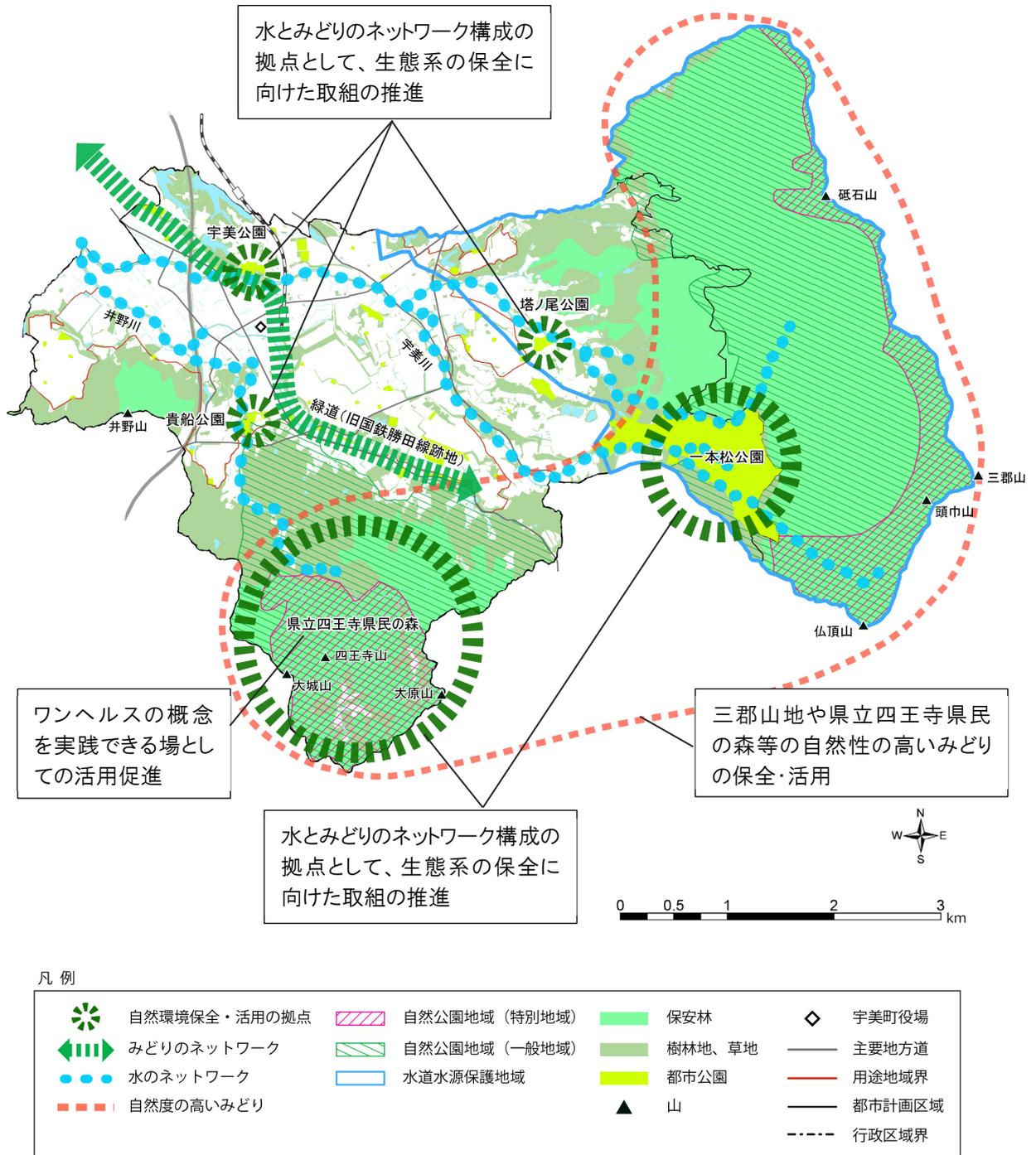
さらに、県立四王寺県民の森は、「人と動物の健康および環境の健全性は一体である」というワンヘルスの概念を実践できる場としての活用を促進します。また、貴船公園においては、隣接する学びの多様化学校と連携し、県立四王寺県民の森から連なる緑地として生態系の保全に向けた取組を推進し、町民や子どもたちが自然や生き物とふれあいながら学び、健康で豊かに暮らせるまちづくりを目指します。

※ワンヘルス…人の健康、動物の健康、そして環境の健全性は密接につながっているという考え方。人・動物・自然環境のすべてがバランスよく保たれることで、感染症や環境問題などのリスクを減らし、持続可能な社会を実現しようとする理念。

5-1-3 ゼロカーボンシティ実現に向けたみどりの育成と脱炭素の取組

本町はゼロカーボンシティを宣言し、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。町内の森林において適切な整備や更新等を進めることで、二酸化炭素の吸収量を高め、脱炭素社会の実現に寄与します。また、緑道(旧国鉄勝田線跡地)の維持管理や小中学校などの公共施設・民有地での緑化推進、町民・事業者参加型の緑化活動や環境教育の推進を通じて、みどりの育成とくらしの快適性向上を図ります。

自然環境の方針図



自然環境系統の全体方針

- ・ 水とみどりのネットワークの構築
- ・ 森林の適切な整備・更新
- ・ 街路樹の維持管理や公共施設等の緑化推進、協働の緑化活動等の推進

5-2 防災

5-2-1 森林や農地保全による土砂災害・洪水リスクの低減

森林や農地は、土砂災害や洪水リスクの軽減に重要な役割を果たしており、特に森林の保全・適切な管理は、斜面の安定や土砂災害防止に加え、降雨時には河川への急激な流出を抑えることで洪水リスクの低減にも寄与します。

このような自然の働きを活かし、適切な管理を推進することで、みどりが持つ多様な防災・減災機能を十分に発揮させ、安心・安全なまちづくりを推進します。

5-2-2 都市の防災力の強化と日常利用の推進

公園や緑道などの緑地空間は、災害時の避難場所や火災時の延焼防止帯防災拠点としての役割を担い、平時から市民の安全・安心を支える重要な資源です。緑地を日常的に散歩や交流の場として活用することで、市民がみどりの空間に親しみ、災害時にも円滑な避難行動につながります。

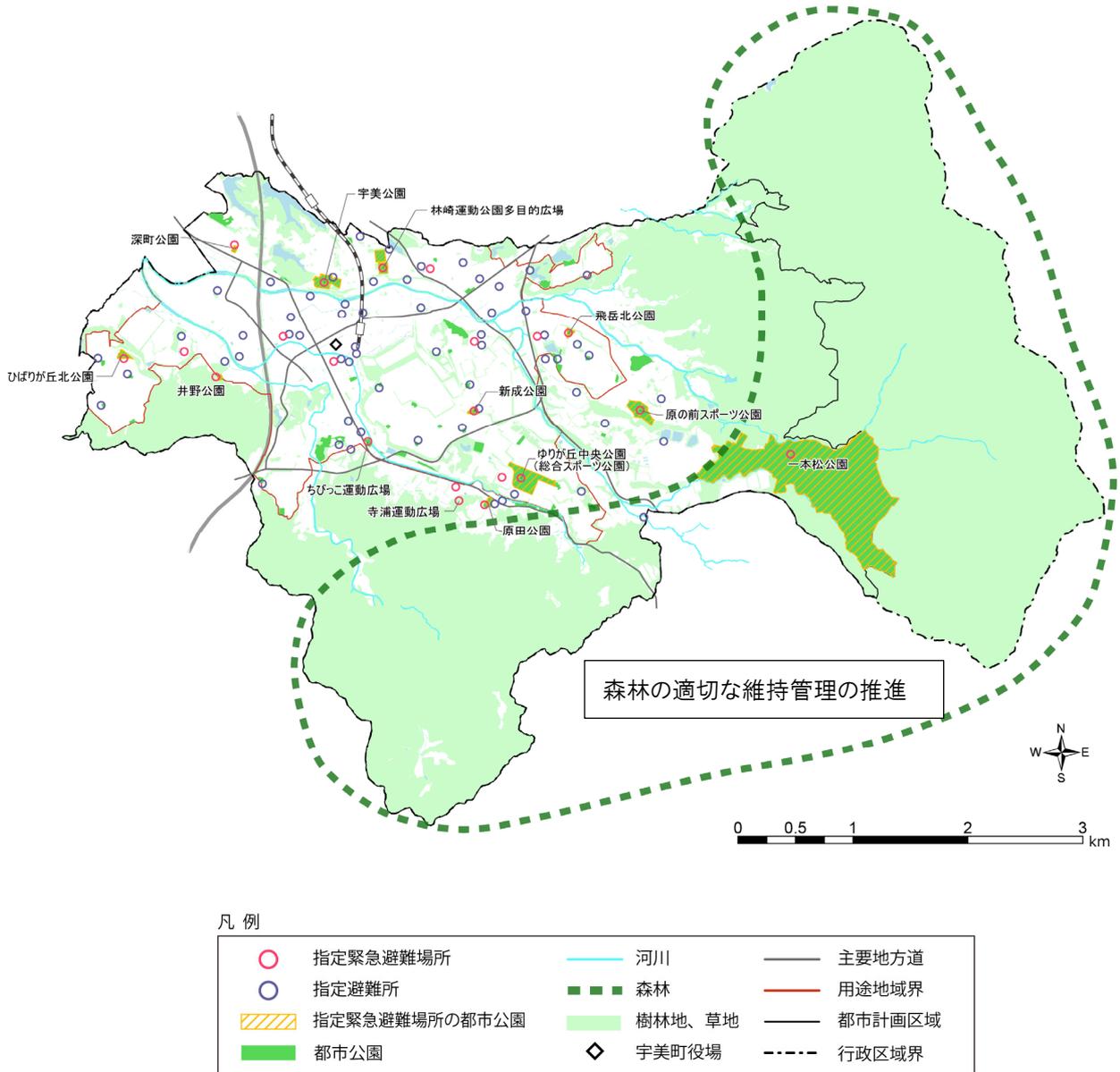
指定緊急避難場所となっている公園については、非常時にも適切な利用が可能となるよう、施設の老朽化対策や維持管理を推進するとともに、防災機能の強化を図ります。

5-2-3 グリーンインフラを活用した雨水貯留・ヒートアイランド緩和の推進

都市における雨水貯留機能を高め、洪水リスクを低減するため、道路沿いや公園などで透水性舗装や雨庭、緑地帯の整備について検討します。また、緑道は、これを軸とした水とみどりのネットワークの形成により、ヒートアイランド現象の緩和や延焼防止等の機能を高め、都市におけるグリーンインフラとして活用を図ります。

このように、防災と環境改善を両立するグリーンインフラを活用した都市の構築を目指します。

防災の方針図



防災系統の全体方針

- ・ 指定緊急避難場所の施設の老朽化対策、適切な維持管理の推進、防災機能の強化

5-3 歴史・景観・観光

5-3-1 歴史資源と自然景観の調和による宇美町らしい魅力の向上

町を代表する歴史資源である宇美八幡宮や大野城跡、光正寺古墳など、地域で守り、受け継がれてきた貴重な文化財の保全に努めるとともに、町を囲む山並みや河川、樹齢を重ねた巨木などの自然景観の維持を図ります。これらの歴史・文化・自然資源は、町のアイデンティティや誇りを形づくる重要な要素です。

地域の歴史や文化を次世代に継承し、町民がその価値に触れられる環境づくりを推進するとともに、自然景観と歴史資源が調和したまちづくりを進めることで、宇美町らしい魅力のある地域づくりを目指します。

5-3-2 良好な景観と潤いある都市空間形成の推進

公園、緑道などの緑地空間の充実を図り、良好な景観形成に寄与するとともに、四季の移ろいを感じられる潤いある生活環境の実現を目指します。JR 宇美駅は町の玄関口として、賑わいのある心地よい滞在空間の創出に向け、駅前や駅周辺の花壇の充実など、景観の魅力向上に取り組みます。住宅地や公共施設、道路沿いでは、花を中心とした植栽を促進することで、美しいまち並みを創出し、ヒートアイランド現象の緩和や脱炭素社会の推進にも貢献します。

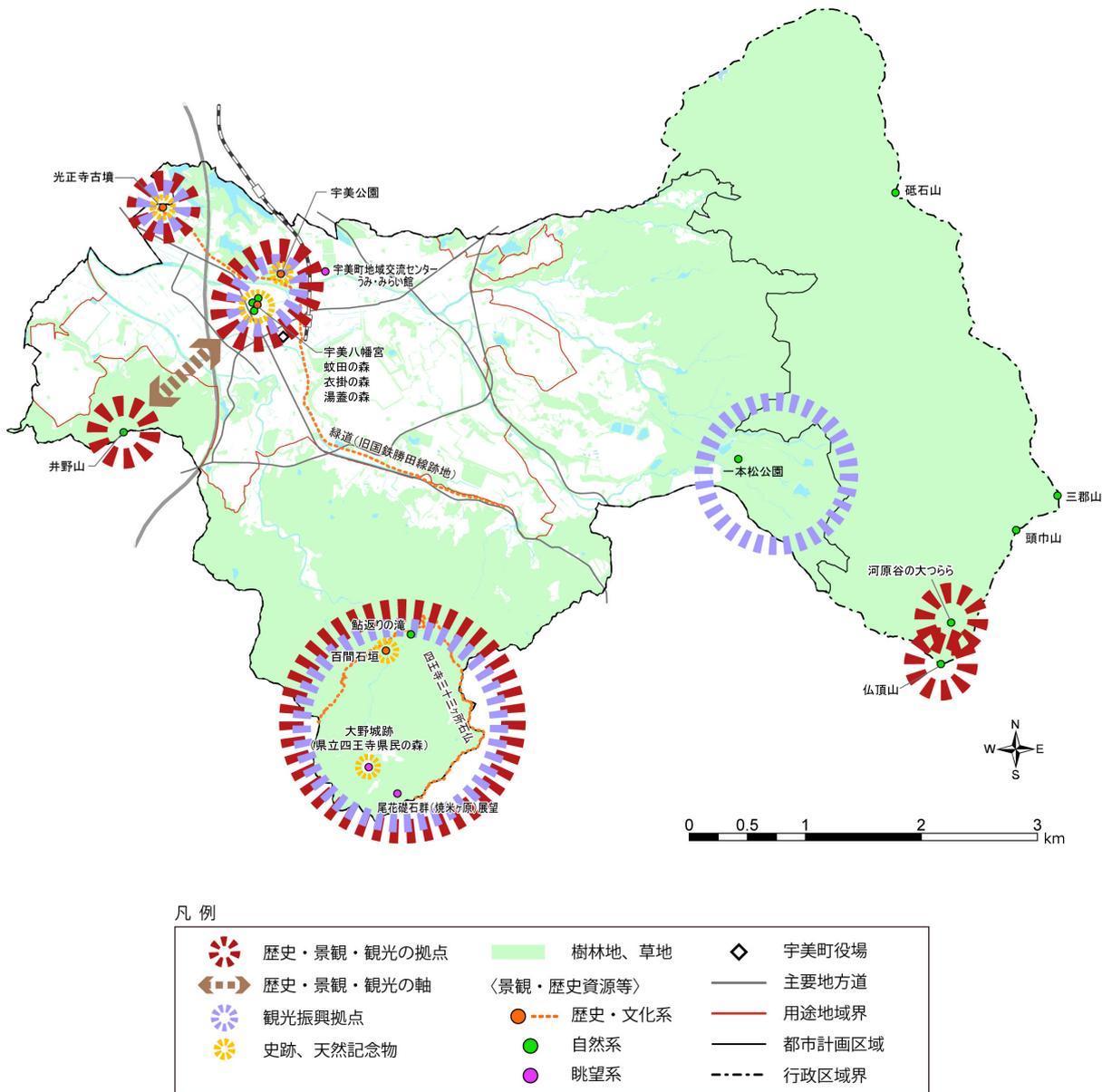
また、町は町民や事業者による花壇づくりや美化活動を支援し、地域全体で緑化の輪を広げることで、みどり豊かな都市景観の形成を推進します。

5-3-3 みどりの景観・歴史文化を活かした観光・交流の促進

町内の歴史や文化、観光などの重要な拠点となっている大野城跡、宇美公園、光正寺古墳、一本松公園は観光振興拠点に位置付け、これらと調和する山並みや河川、巨木などの自然景観も活かしながら観光・交流の促進に取り組みます。

また、緑道(旧国鉄勝田線跡地)は、四季折々の自然を楽しみながら歴史や文化に触れられる散策ルートとして、多くの町民に親しまれています。今後、このような資源を活かした観光ルートの整備や情報発信を強化し、地域の交流と宇美町の魅力向上を目指します。

歴史・景観・観光の方針図



歴史・景観・観光系統の全体方針

- ・ 歴史資源と自然景観の保全・継承
- ・ 住宅地や公共施設等の緑化推進
- ・ 歴史資源と自然景観を活かした観光・交流の促進

5-4 スポーツ・レクリエーション

5-4-1 スポーツ・レクリエーション環境の充実

町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツを行えるよう、身近なスポーツの場の整備推進や、地域イベント・スポーツ大会の開催等を促進します。また、都市公園等における子育て環境の充実や高齢者の健康増進の場となる施設の整備・活用も推進します。

ゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)を含む周辺エリアは、スポーツ・レクリエーション等の多様な活動とともに、スポーツと観光を融合させた概念のスポーツツーリズムの場としても、施設の機能拡充や利便性向上等を図ります。

5-4-2 自然を活かしたエコツーリズムの推進

一本松公園(風致公園)や周辺の登山道は、町民や来訪者が自然のなかで健康づくりやリフレッシュを図る場として重要であり、今後も適切な維持管理と利用促進に努めます。特に一本松公園では、キャンプ場の活用と施設の機能向上を図ることで、幅広い世代が自然の中でレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

緑道(旧国鉄勝田線跡地)は、四季の自然や歴史・文化に触れながら、散策やサイクリングを楽しめるルートとして人々に親しまれています。

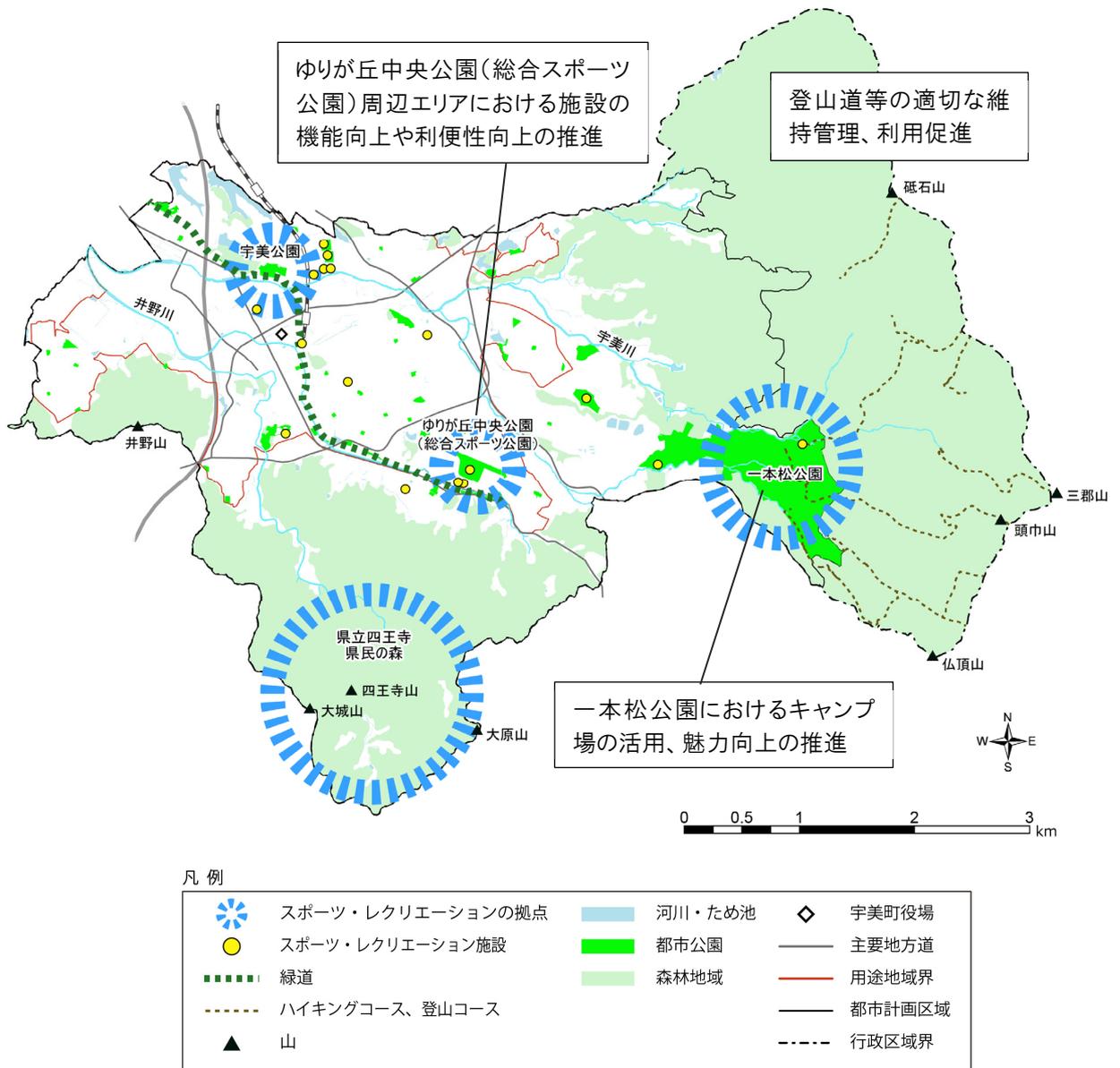
このような地域の自然資源を活かした観光の推進と地域の魅力向上を図ります。

5-4-3 地域の公園等の再編等および維持管理体制の構築

身近な公園や広場等は、地域の日常的な憩いや交流の場として重要な役割を果たしていますが、利用頻度やニーズの変化、施設の老朽化などの課題も見られます。今後は、地域の実情や住民の意見を踏まえ、適切な長寿命化対策を進めるとともに、地域の特性に応じた再編やリニューアルを検討します。

また、遠足やグラウンドゴルフ等で利用される宇美公園、各種スポーツで利用されるゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)等はスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。これらのスポーツ・レクリエーションの拠点や、野球場やテニスコート等のスポーツ・レクリエーション施設を有する都市公園においては、地域コミュニティ活動や子育て・高齢者支援など多様な世代が活用できる機能の充実を図るとともに、持続可能な維持管理体制の構築に取り組みます。これらの取組により、地域に根ざしたみどりの空間の価値向上を目指します。

スポーツ・レクリエーションの方針図



スポーツ・レクリエーション系統の全体方針

- ・ 公園施設の長寿命化対策の推進
- ・ 公園等の再編やリニューアルの検討

第6章 施策の展開

6-1 みどりを守る施策

基本方針【守る】 みどりを守り、未来へつなぐ

本町のみどりは、豊かな自然環境や歴史・文化、まちの魅力と暮らしの質を支える大切な資源です。これらを次世代に引き継ぐため、森林や河川、里山などの自然環境を保全し、良好な住環境の維持・形成を図る必要があります。また、都市化や気候変動による影響を最小限に抑えるため、防災・減災の視点を取り入れながら、緑地や水辺等の保全を進めます。

施策方針 1-1 森林の保全

- 生態系保護、水源涵養、土砂災害防止等の森林がもつ多面的な機能を発揮できるよう、森林地としての土地利用を維持し、保全に向けた積極的な措置を行います。
- 水道水源の保護のため、町条例による既存の水源保護地域の指定を継続します。
- 特定用途制限地域(森林共生地区)を指定した森林ゾーンでは、森林地としての土地利用を基本とし、環境の悪化を招く建築物は立地を抑制します。
- 管理が困難であり、山林の荒廃につながっている私有林について、所有者への意向調査を行いながら、今後も森林環境譲与税等(国)や荒廃森林整備事業(県)を活用した整備を継続します。
- 倒壊等による人命財産への影響が高く、対策の緊急性の高い私有林の危険木について、対策を進めます。
- 森林を健全化し、町の豊かな森林資源を活かした二酸化炭素の吸収量の確保を図ります。



井野山山頂



町内の森林

施策方針 1-2 農地等の保全・活用

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、後継者不足や高齢化により耕作できなくなった農地の利用集積を進めます。さらに、担い手の育成・確保を促進します。
- 農業振興を図るため、営農に必要な農業用機械等購入費の一部補助や農地の利用集積規模に応じた補助金の活用を進めます。
- 耕作放棄地対策や農業所得向上を図るため、薬用作物の導入や農作物のブランド化等の取組を促進します。



購入補助制度を活用した
農業用機械（イメージ）



農作物のブランド化に関する
取組例（有機 JAS 認証）

施策方針 1-3 歴史・文化財の保全・活用

- 巨大なクス(国指定天然記念物)に囲まれまちなかの緑のオアシスとして親しまれる宇美八幡宮(県指定有形民俗文化財等が所在)や、かつては山全体が巨大な山城であった大野城跡(国指定特別史跡)、古墳公園として親しまれる光正寺古墳(国指定史跡)など、みどりの繋がりが深い文化財について適切な保全し、教育・観光・地域活性化に資する歴史・地域資源として活用を図ります。



大野城跡



光正寺古墳公園

施策方針 1-4 自然環境の保全・活用、良好な住環境の形成

- 緑地や水辺等の、都市の潤いや豊かな生活を演出するみどりについて、保全を図ります。
- ヒートアイランド現象緩和や脱炭素社会構築に向けて、グリーンインフラの考え方を踏まえたみどりの活用・保全を推進します。
- 良好な景観・住環境形成のため、実情及び地域住民の意向を踏まえた地区計画の見直しを検討します。



宇美川



原田緑道公園

6-2 みどりを育む施策

基本方針【育む】 みどりを育み、まちに彩りをもたらす

本町のみどりは、既存のみどりの保全や維持管理にとどまらず、まちの魅力と地域の暮らしの質を高めるため、整備や機能強化を通じて、育むことが求められます。自然環境、防災、歴史・景観・観光、スポーツ・レクリエーションの各分野において、それぞれの拠点形成や機能強化を図り、まちや町民の生活に彩りをもたらします。

施策方針 2-1 自然環境拠点の整備

- 貴船公園は、四王寺県民の森から繋がる水とみどりのネットワークを構成する拠点として位置づけ、生物の生育環境を保全し、生物多様性に配慮した園路等の公園施設の整備を推進します。また、隣接する「学びの多様化学校」と連携し、町民や子どもたちが自然や生き物とふれあいながら学ぶことができる場の創出を目指します。



貴船公園

施策方針 2-2 防災機能の強化

- 指定緊急避難場所となっている公園について、避難所指定形態に応じた防災公園機能の検討を行います。
- 洪水リスクの低減やヒートアイランド現象の緩和、快適な都市環境の創出に向けて、道路沿いや緑道（旧国鉄勝田線跡地）、公園、緑地帯などにおいて、街路樹や植栽、雨庭、透水性舗装などのグリーンインフラの活用による整備を検討します。



井野川

原田緑道

施策方針 2-3 歴史・景観・観光拠点の整備

- 宇美公園は、宇美八幡宮と一体となった本町のシンボルであり、観光振興拠点として位置づけます。宇美公園内にある神領古墳群などの歴史的・文化的資源を活用し、景観形成と観光振興を推進します。さらに、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として、公園施設の機能向上を図ります。また、井野山と結ぶあいさつ通りは、歴史のネットワーク軸として位置づけます。
- JR 宇美駅周辺は、町の玄関口としての魅力を高めるため、駅前や駅周辺の花壇の充実等により良好な景観形成に努めるとともに、様々なイベントと連携した賑わいの場の創出に取り組みます。
- 緑道(旧国鉄勝田線跡地)は、沿道の公園と一体となって水とみどりのネットワークを構成する重要な軸として位置づけます。また、光正寺古墳公園や宇美公園、JR 宇美駅などを結ぶ特性を活かし、歴史・文化を感じられる景観の創出や、街路樹・植栽・花壇などによる緑化を進め、散策やウォーキングを快適に楽しめる遊歩道の整備を検討します。



宇美公園



JR 宇美駅前広場

施策方針 2-4 スポーツ・レクリエーション拠点の整備

- 一本松公園は、三郡山系の豊かな自然環境を有する町のシンボルであり、レクリエーション・観光振興拠点として位置づけます。整備基本計画を策定し、山林景観や眺望などの自然資源を活かした大型遊具、キャンプエリア、バーベキューエリア等のレクリエーション施設を整備します。また、防犯カメラや案内看板等の設置により、安全で快適な利用ができる環境を整え、本町のランドマークとなる公園を目指します。
- ゆりが丘中央公園(総合スポーツ公園)周辺は、スポーツ・レクリエーションの拠点として、近隣の街区公園等の機能を集約し、子育て支援や高齢社会への対応等の課題に応える機能拡充を図ります。親子で楽しめる遊具や高齢者向けの健康遊具・休養施設の整備など、多世代が利用できる公園整備を推進します。
- スポーツ・レクリエーション施設を有する都市公園において、子育て環境の充実を図り、子どもや家族が安心して楽しめるように、公園の駐車場やベビーカーでアクセスしやすい通路、トイレなどの便益施設の更新・整備や木陰の確保の検討を行います。



一本松公園

ゆりが丘中央公園
(総合スポーツ公園)

施策方針 2 - 5 身近な公園等の機能強化

- 誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー化等のインクルーシブな公園整備を推進します。
- 街路樹は、良好な景観の形成や緑陰の提供、騒音の緩和などの役割があることから、今後も市街地における街路樹の整備や適切な維持管理を行います。また、街路樹を新設する場合は、将来にわたる安全性や景観に配慮し、計画的な街路樹の配置及び樹種選定を行います。
- 既存の公園に限らず、まちに存在する様々な緑やオープンスペースを柔軟に活用し、にぎわいや魅力の創出につながる環境づくりを推進します。
- 一定規模以上の開発区域において設置される公園・広場・緑地について、機能的な配置を確保するための基準を設け、過度に狭小な公園・広場の分散的な設置を防止します。さらに、公園・広場を設置する際には、面積や設備など、質を確保するための一定の水準を定めます。



ひまわり台西公園



原田緑道公園

(長寿命化対策として更新した遊具)

6-3 みどりを活かす施策

基本方針【活かす】 みどりを活かし、人がつながる

本町のみどりは、限られた資源を有効に活用するため、「活かす」ことが重要です。みどりがもつ多面的な機能を十分に発揮し、町民が心地よさやうるおいを感じられる、みどりのまちづくりを進めます。町民・事業者・行政が連携しながら、公園や歴史資源等のみどりと人々の暮らしが結びつき、学びや交流を通じてその価値を高めるとともに、まちの魅力向上につなげます。

施策方針3-1 公園の適正な維持管理・更新、配置

- 宇美町公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の適切な維持管理・更新を行います。
- より安全で快適な公園利用のため、年1回の遊具の法定点検を徹底し、日常の巡回を行うとともに、防犯カメラや看板の設置等を推進します。
- 街区公園や開発区域内広場等の利用・立地状況を整理し、機能や配置の再編を推進する公園適正化計画の策定を進めます。整備については、子育て世代が利用しやすい遊具の更新や、高齢者が憩える休憩施設・健康器具の設置など、地域のニーズに合わせた機能強化を図ります。また、公園配置のバランスを踏まえ、統廃合や機能転換を含めた適正配置を検討します。
- 一本松公園の利用者数の増加、利便性の向上を目指し、民間事業者の参入促進および公共投資を並行して進めることで、民間活力と公共の役割を組み合わせた持続可能な公園運営を推進します。



飛岳中央公園



林崎公園

施策方針 3 - 2 県立四王寺県民の森の利用促進

- 「人と動物の健康及び環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念を実践できる場として、自然とのふれあいを通じて学ぶ自然体験活動や健康づくりのため、県立四王寺県民の森の利用を促進します。
- 大野城跡をはじめとする歴史・文化資源を活用した観光・学習・レクリエーションの場として、目的に応じた散策コースの案内・周知等を図ります。



県立四王寺県民の森



大野城跡の土塁

施策方針 3 - 3 共働のみどりのまちづくり

- 公園における草刈り等の維持管理について、民間活力の導入を検討します。また、地域コミュニティ活動の一環として地元自治会や地域住民との共働による管理運営に取り組みます。
- 公園や街路樹、町営花壇等において、除草・清掃作業や植栽等のボランティア活動を、地域住民や各種団体等と共働で行います。



下宇美花壇



育苗作業状況

施策方針 3 - 4 情報発信、みどりの利活用促進

- 町ホームページや町公式 SNS 等による情報発信や環境教育の強化により、町の魅力である豊かな自然や歴史・文化等への理解を深め、町の愛着醸成に取り組みます。また、町の魅力をよりわかりやすく、利用しやすくするための情報発信について、よりよい手法を検討します。
- 観光振興と交流人口の拡大を図るため、歴史・文化・自然等の観光資源と飲食店等をつなぎ、豊かな水と緑にふれあいながら町の周遊性を高める、水とみどりのネットワークの形成に努めます。
- 福岡県や田畑所有者と協力しながら農業体験を実施し、身近に農業や自然とふれあえる交流の場を創出します。
- 町民が木とふれあう機会の創出や木製品の利用促進により、森林の役割や課題への理解促進に努めます。
- 森林環境譲与税(県)を活用し、木の温かみのある公共施設等の整備や木製品の設置を進めるとともに、県産木材の積極的な活用を行います。
- 脱炭素社会の構築や潤いある都市景観の形成に向けて、施設の壁面緑化や緑のカーテン、屋上緑化等について、情報提供や普及啓発を行います。



百間石垣



宇美町公式Instagram (ロゴ)

6-4 指標・目標値の設定

計画の基本理念・方針や各施策の進捗状況を明らかにするため、みどりを「守る」「育む」「活かす」視点、さらに計画全体を通じた視点から、指標及び目標値を設定します。

■基本方針【守る】 みどりを守り、未来へつなぐ に関する目標

指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和27年度)
①都市計画区域の緑被率	61.0%	61.0%以上
定義: 都市計画区域のうち、自然的土地利用及び都市公園が占める面積の割合		

■基本方針【育む】 みどりを育み、まちに彩りをもたらす に関する目標

指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和27年度)
②都市公園再整備件数	—	概ね20年間で 6箇所以上
定義: 老朽化や機能改善のために再整備を実施した都市公園の件数		
③都市公園に設置されたトイレのバリアフリー化率	20.0%	100%
定義: 都市公園内の多目的トイレ総棟数(10棟)のうち、バリアフリー対応済の多目的トイレ棟数		
④指定緊急避難場所に指定された都市公園のうち、「防災機能を有する公園施設」が設置された公園の割合	—	100%
定義: 指定緊急避難場所に指定された都市公園総数(現況12公園)のうち、防災機能を有する公園施設を備えた公園数 ※防災機能を有する公園施設: 災害応急対策施設や防災遊具等		
⑤緑道の再整備割合	—	48%
定義: 緑道の総延長(現況3.5km※道路併用部を除く)のうち、グリーンインフラを活用した緑道の再整備延長		

■基本方針【活かす】 みどりを活かし、人がつながる に関する目標

指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和27年度)
⑥都市公園の遊具更新率	39.6%	100%
定義: 都市公園の遊具総数(111施設)のうち、長寿命化対策済遊具数 ※H29年度長寿命化計画策定以降、H29～R7の対応遊具数:44施設		
⑦町民、事業者、行政の共働で維持管理する公園数	-	5か所
定義: 町民、事業者、行政のうち2人以上が共働で維持管理している公園の数		
⑧町民、事業者の共働で整備する花壇数	1か所	10か所
定義: 町営花壇全18箇所のうち、町民または事業者等が整備活動を行う町営花壇の数		
⑨公園利用者の割合	53.5%	70.0%
定義: 住民アンケートにおける【大きい公園を利用する頻度】及び【身近な公園を利用する頻度】のいずれかの回答が「年に数回」以上の割合		

■計画全体を通した目標

指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和27年度)
⑩みどりの満足度	54.9%	65.0%
定義: 住民アンケートにおける【宇美町の緑についての満足度】が、「満足」または「どちらかという満足」の回答割合		

※指標に係る都市公園数や施設数等は計画策定時点の数値です。今後、上位・関連計画の改訂や公園の再編、社会情勢の変化に応じて、必要に応じて見直しを行います。

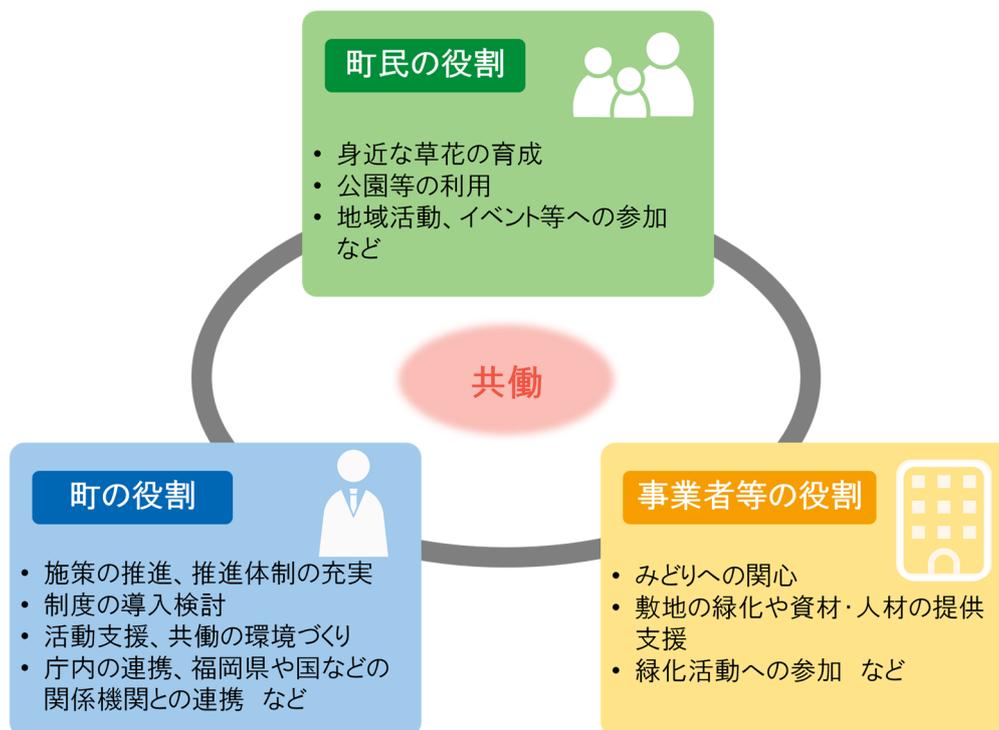
第7章 実現化に向けて

7-1 推進体制

(1) 共働によるみどりのまちづくりの推進

本計画の策定にあたっては、町民代表、関係団体代表、有識者等による策定委員会や住民アンケート、パブリックコメントの実施により、町民や関係団体等の意見の把握・反映に努めました。

今後も、みどりのまちづくりを実現化していくために、町はもとより、町民・事業者等が適切な役割分担のもとに協力しあう、共働により進めることが重要です。



(2) 関係機関等との連携

本計画に示す施策には、庁内の各部門が所管する計画や事業に関連するものが数多くあります。したがって、庁内各部門による密接な情報交換や連絡・調整を図り、施策の効果的・効率的な展開を図ります。

また、みどりの拠点となる県立公園をはじめとした町内にある国や県が管理する施設や、町域をまたがる山地や河川、道路等について、国や県、周辺市町村と必要な事項について協議・調整を行う等、適切な連携を図ります。

7-2 計画の進行管理

(1) 進行管理のサイクル

本計画がめざす将来像の実現に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のサイクルの考えで進行管理を行います。



(2) 進行状況の点検と見直し

今後、本計画に基づいて各施策を推進していきます。計画の実効性を高めるため、総合計画の改定に合わせて実施状況を庁内で点検・評価し、必要に応じて施策の見直しや改善に取り組みます。

また、本計画は長期的な視点に立った計画であることから、今後の国の法制度の改正や上位計画や関連計画などの見直し、町を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

参一1 宇美町みどりの基本計画 策定の経緯

(1) 策定委員会

策定委員会は、策定に必要な事項を検討し、策定の各段階において指導及び助言をもらうための、町の外部会議です。学識経験者と町民(11人)で組織し、計2回開催しました。

1) 委員名簿

	氏名	備考
1	柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授
2	火山 太	福岡県建築都市部公園街路課長
3	藤木 泰	宇美町議会(総務建設常任委員会)
4	白水 英至	宇美町議会(厚生文教常任委員会)
5	丸山 康夫	宇美町議会(議会広報常任委員会)
6	藤木 和則	農業委員会
7	山野 利昭	うみ花と緑の会
8	園田 善之	県立四王寺県民の森管理事務所
9	粟 恵美	宇美町小・中学校 PTA 連合協議会
10	川上 利香	特定非営利活動法人宇美子育てネット・う～みん
11	山田 正義	小学校区コミュニティ運営協議会会長

2) 開催経緯

開催日		内容
第1回	令和7年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・宇美町みどりの基本計画の概要について ・みどりのまちづくりの課題について ・みどりの将来像・基本方針案について ・系統別みどりの配置方針案について
第2回	令和8年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開について ・指標・目標値について ・宇美町みどりの基本計画(素案)

(2) 検討会議

検討会議は、策定に必要な事項を検討し、関連計画、関連事業又は関連制度との調整を行うとともに、必要な情報を共有するための、町の内部会議です。副町長及び関連課長で組織し、計2回開催しました。

開催経緯

開催日		内容
第1回	令和7年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・宇美町みどりの基本計画の概要について ・みどりの課題について ・みどりの将来像・基本方針案について ・系統別みどりの配置方針案について
第2回	令和8年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開について ・指標・目標値について ・宇美町みどりの基本計画(素案)

(3) 町民意向の把握

計画の策定にあたっては、町民や事業者の意見を反映させるため、策定委員会の開催以外に、町民アンケート調査やパブリックコメントを行いました。

実施期間	内容
令和7年4月	町民アンケート調査 対象:住民基本台帳から無作為に抽出した1,000名 有効回答数:355件
令和8年2月9日～2月27日	パブリックコメント 意見提出人数:24名 意見提出件数:25名

参—2 用語説明

あ

アイデンティティ

固有の個性や魅力、独自性のこと。都市や地域のアイデンティティとは、その都市や地域ならではの歴史、文化、景観、産業などのこと。

雨庭

地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間のこと。雨水流出抑制や水質浄化、緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待できる。

い

インクルーシブ

年齢や障がいの有無などに関係なく、誰もが共に利用できる環境をつくる考え方のこと。公園等におけるインクルーシブとは、車いす利用者や高齢者、子どもなど、多様な人が安心して利用できるよう配慮する取組や施設を指す。

え

エコツーリズム

自然環境や地域の文化・歴史に触れながら、それらの保全に配慮し、学びと交流を通じた観光のこと。

延焼防止帯

火災が発生した際に、火の広がり(延焼)を防ぐために設けられる空間や構造のこと。緑地や公園、広場などは、建物がなく可燃物が少ないため、延焼防止帯としての役割を果たす。

お

オープンスペース

公園、広場、緑地、歩行者空間などの屋外空間のこと。都市内では、建物の敷地内に確保された解放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路として、自由に通行または利用できる場所。

オープンデータ

二次利用や無償利用が可能等のルールで一般に公開されたデータのこと。

く

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進める考え方・取組のこと。

こ

洪水浸水想定区域

対象となる河川について、その河川が氾濫した場合に、水が浸かると予想される区域のこと。

荒廃森林整備事業

長期間放置された人工林が健全な森林機能を発揮し続けるために、市町村などが主体となり、強度間伐などの森林整備を行う事業。森林の荒廃進行を未然に防ぐ。

し

史跡

文化財保護法において、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち特に重要と認められたもの。

シンボル

象徴のこと。抽象的な事柄を具体的に表したものの。

森林環境譲与税

木材利用の促進や普及啓発のため、国が「森林環境税」として徴収した税収を原資として、市町村および都道府県に譲与される目的税のこと。

す

水源かん養

森林などの自然環境が雨水を地中に浸透させ、地下水の蓄積や河川の水量を安定させる働きのこと。水資源の確保に加え、洪水の緩和や水質浄化、生態系の保全など、防災・環境面で重要な役割を果たす。

せ

ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨を首長が公表した地方自治体のこと。宇美町は、令和4年6月に「ゼロカーボンシティうみ」を宣言している。

た

脱炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量をできる限り削減し、排出量と吸収量を均衡させ、地球温暖化を防止する社会のこと。

ち

地球温暖化

温室効果気体の人為的な排出により、大気中の温室効果気体の濃度が急激に増加し、温室効果が強まることによって地球の平均気温が上昇すること。

て

天然記念物

学術上価値が高く、自然界の貴重な記念物として、文化財保護法によって保護されている動物、植物、地質鉱物。

と

透水性舗装

雨水を舗装面から地中へ浸透させる機能を持つ舗装。舗装体自体が水を通す構造やコンクリート平板のすき間(目地)等を通じて雨水をしみ込ませる仕組みがある。

特定用途制限地域

非線引き都市計画区域の用途地域が指定されていない区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途を定める地域。

都市公園

都市計画に基づいて地方公共団体や国が設置する公園や緑地のこと。地域住民の休息やレクリエーション、防災、景観形成などに役立つなど、都市の環境を良くし、公共の福祉を高めることを目的とする。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

都市緑地法

都市における緑地の保全と緑化の推進することにより、良好な都市環境の形成や住民の健康・文化的生活の確保に寄与することを目的とした法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定、緑地保全地区や緑地協定等について規程している。

は

Park-PFI(パークピーエフアイ)

公園内に飲食店・売店・スポーツ施設などの収益施設を設置・運営する民間事業者を公募により選定し、その収益を活用して園路や広場などの公園施設(特定公園施設)を一体的に整備・管理する制度のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

ひ

ヒートアイランド現象

緑地の減少や、アスファルト等に覆われた地面の増加により、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

み

水とみどりのネットワーク

都市化により減少・分断された水辺空間(河川など)や緑地(森林・公園・街路樹など)を相互に連携させたネットワークのこと。水とみどりのネットワークの形成により、自然環境の回復、野生生物の移動経路の確保(生態系の保全)や、都市の防災機能の強化等を図り、質の高い都市環境の実現を目指すもの。

ゆ

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

よ

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居・商業・工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

れ

レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物を対象に、生物学的観点から種の絶滅の危険度を客観的に評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

わ

ワンヘルス(One Health)

人の健康、動物の健康、そして環境の健全性は密接につながっているという考え方。人・動物・自然環境のすべてがバランスよく保たれることで、感染症や環境問題などのリスクを減らし、持続可能な社会を実現しようとする理念である。



宇美町

みどりの基本計画